

焼津市
歴史民俗
資料館
年報

令和5年度

38

令和5年度『年報38』

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 【1】施設の概要 | 1 |
| 1 歴史民俗資料館 | |
| 2 大井川民俗資料保管庫 | |
| 【2】展示事業 | 2 |
| 1 常設展示室 | |
| 2 展覧会の開催 | |
| 【3】教育・普及活動 | 9 |
| 1 講演会、体験学習等の開催 | |
| 2 広報活動 | |
| 3 博物館実習生の受け入れ | |
| 【4】文化財保護事業 | 23 |
| 1 埋蔵文化財の保護 | |
| 2 文化財の保護・顕彰事業 | |
| 3 指定文化財一覧 | |
| 【5】利用者統計資料 | 34 |
| 1 令和5年度利用状況 | |
| 2 履歴 | |
| 【6】資料館の資料の動向 | 42 |
| 1 資料の貸出し | |
| 2 資料の提供 | |
| 3 資料の閲覧 | |
| 4 常設展示室の借用資料 | |
| 5 企画展の借用資料 | |
| 6 受贈資料 | |
| 7 受寄資料 | |
| 【7】管理運営 | 46 |
| 1 機構と職員（令和4年度） | |
| 2 施設・資料管理 | |
| 3 令和5年度予算 | |
| 4 令和5年度決算 | |
| 資料 | 49 |
| 1 条例・規則等 | |

※ 掲載された皆様の敬称の一部は省略させていただきました。

1 施設の概要

1 歴史民俗資料館

先人が築き、伝え残してきた行事、歴史民俗資料、まちなみ等の貴重な文化遺産の保存・継承に努め、それらを活用した学習機会を提供している。

博物館法施行規則第19条による博物館相当施設（平成2年3月27日付指定番号20号）である。



<平面図>

(1) 施設概要

焼津市文化センターに設置されている。同センターは、焼津文化会館・歴史民俗資料館・焼津小泉八雲記念館・焼津図書館を有機的に一体化した複合施設で、学習・芸術・文化活動の総合的な拠点施設である。

所在地 〒425-0071 静岡県焼津市三ヶ名1550番地

電話番号 054-629-6847

FAX番号 054-629-6848

E-mail rekimin@city.yaizu.lg.jp

URL <http://www.city.yaizu.lg.jp/museum/rekimin>

開館時間 午前9時～午後5時

休館日 月曜日（祝休日の場合は翌平日）

年末年始（12月29日～1月3日）

臨時休館（燻蒸期間・展示替期間）

入館料 無料

延床面積 964.3㎡（1階496.8㎡、2階467.5㎡）

内訳 1階 事務・研究室 154.0㎡、
収蔵庫 162.8㎡、
荷解室 28.8㎡、廊下・倉庫等 151.2㎡
2階 常設展示室 341.9㎡、
展示ロビー 94.2㎡、廊下等 31.4㎡

以下、焼津市文化センターとして

敷地面積 30,806㎡ 建築面積 7,966㎡

延床面積 11,689㎡

内訳 焼津文化会館 8,806.2㎡
歴史民俗資料館 964.3㎡
焼津小泉八雲記念館 496.0㎡
焼津図書館 1,422.4㎡

構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造り、一部鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造り

駐車場 500台

(2) 沿革

| | |
|----------|---------------|
| 昭和56年6月 | 文化センター検討委員会設置 |
| 昭和57年1月 | 文化センター基本構想答申 |
| 昭和57年3月 | 文化センター建設委員会設置 |
| 昭和57年12月 | 文化センター基本設計完了 |
| 昭和58年3月 | 文化センター実施設計図完成 |
| 10月 | 文化センター竣工 |
| 昭和60年3月 | 文化センター建設起工 |
| 6月28日 | 歴史民俗資料館開館 |

| 資料館常設展示室入館者累計 (概ね5万人ごとの達成時期) | | 資料館事業総利用者累計 (概ね10万人ごとの達成年度) | |
|---------------------------------|------|--------------------------------|--|
| 昭和61年9月 | 5万人 | 昭和62年度 | 104,128人 |
| 昭和63年10月 | 10万人 | 平成3年度 | 203,990人 |
| 平成3年5月 | 15万人 | 平成7年度 | 324,898人 |
| 平成6年3月 | 20万人 | 平成11年度 | 415,839人 |
| 平成8年11月 | 25万人 | 平成16年度 | 507,718人 |
| 平成12年5月 | 30万人 | 平成21年度 | 606,335人 |
| 平成15年3月 | 35万人 | 平成26年度 | 702,069人 |
| 平成20年9月 | 40万人 | 令和4年度 | 830,381人 |
| 平成24年4月 | 45万人 | | |
| 平成27年10月 | 50万人 | | 常設展示室入館者に、企画展・特別展の入場者、体験学習、講演会等の参加者を加えた人数。 |
| 平成31年4月 | 55万人 | | |
| 令和5年5月 | 60万人 | | |

2 大井川民俗資料保管庫

昭和62年3月に旧大井川町の郷土資料保管庫として完成した。焼津市との合併後は、大井川民俗資料保管庫として主に大井川地区で収集された農具や民具などの民俗資料を保管し、1年に1度特別公開するほか、見学申込みに随時対応している。

所在地 〒421-0205 焼津市宗高909番地の1

延床面積 243.0㎡

構造 地上1階、軽量鉄骨造

2 展示事業

1 常設展示



受付付近から見た様子

歴史民俗資料館の常設展示室には、市内の遺跡から発見された土器や木製品などを展示する時代別コーナー、昔の生活道具を集めた民具コーナー、焼津の基幹産業である漁業の資料をまとめた漁業コーナー、そして第五福竜丸の被災を伝える第五福竜丸コーナーを設けている。昭和60年（1985）の開館から令和5年度までの常設展示室来館者は60万人を超え、多くの皆様にご来館いただいている。

平成23年（2011）2月、第五福竜丸を含む船体模型などの漁業資料が新たに加わり、常設展示室内を大幅に改装した。資料が充実した漁業コーナーは入口からも全体が見えるように拡張し、全長約6mの第五福竜丸船体模型を中央に配置している。

縄文時代から弥生、古墳時代を経て中世へと続く時代別コーナーでは資料を集約するなどして、時代を追って見学できるように配列している。古墳時代の遺跡として全国的に有名な宮之腰遺跡の復元住居は、展示室入口の



ギャラリー

正面からも見やすいように設置している。

その他、ギャラリーには、漁船の模型や昔の焼津魚市場のジオラマなどを展示している。また、焼津市史関連書籍や発掘調査報告書、花沢城をはじめとした「御城印」などを紹介・販売している。

① 歴史コーナー

縄文時代（紀元前15世紀～紀元前3世紀）

縄文時代の人々は、山ではウサギやイノシシを捕まえ、ドングリやキノコなどを採集し、海や川、湖沼では魚類や貝類を獲り、自然の恵みと厳しさの中で生活していた。高草山麓の花沢の別所ノ段遺跡では黒曜石の矢じり、海岸部の弁天遺跡からは石剣が見つかり、山の幸・海の幸に恵まれた人々の生活がしのばれる。



縄文・弥生時代コーナー

弥生時代（紀元前3世紀～紀元後3世紀）

弥生時代、日本列島では本格的に稲作が始められた。人々は水田を造営するのに適した沖積平野を次々に開拓していき、私たちが住む志太平野も2,000年前頃から開拓が始まった。その頃の志太平野は、森林と湖沼が点在し、その間を縫うように小河川が網の目のように流れていた。策牛（むちうし）地区から藤枝市岡部町三輪にかけて広がる清水遺跡からは、稲作に使ったと考えられる鍬や鋤などの農耕具、竪杵などの農具、その他手斧の柄などの工具、容器や杓子などの日用品、機織具、高床建物の柱や梯子などが数多く出土している。

古墳時代（4世紀～7世紀）

古墳時代では、西小川の小深田西遺跡（竪小路公園の西側）で4世紀の方形の墓が見つかり、水晶や翡翠の勾玉や銅鏡が出土している。また、高草山には主に6世紀から7世紀にかけて多くの古墳が造られており、笛吹

段古墳群（坂本）や兎沢古墳群（野秋）には横穴式石室が現在も残っている。

この時代は平野の中央に多くの人々が住み始め、4世紀の小深田遺跡（熊野神社周辺）、5世紀前半の大覚寺遺跡（八坂神社南側）、5世紀後半の宮之腰遺跡（焼津神社周辺）などのように、規模の大きい拠点的なムラが出現し栄えた。



古墳時代コーナー

奈良・平安・鎌倉時代（8世紀～13世紀）

奈良時代に入ると法体系や中央と地方の行政組織が整備され、天皇中心の中央集権統治が行われた。中央と地方を結ぶ官道が造られ、官道の要所には駅を置き、馬が常備され、休憩・宿泊施設が整備された。志太平野には小河（川）駅が置かれ、その場所は現在の西小川地区にある道場田・小川城遺跡付近である。遺跡からは、平安時代の銅印や陶器類が見つかった。また、大覚寺遺跡でも建物跡や陶器類を確認している。

鎌倉時代以降、日本の政治の実権は武家が掌握する。小川城遺跡には鎌倉時代、「七郎丸」と名乗る有力な在地御家人がいたようで、七郎丸と書かれた小皿などの陶器類が出土している。



戦国時代コーナー

戦国時代（14世紀～16世紀）

戦国時代、山西と呼ばれた焼津市域は、駿河国と遠江国の境に位置し、今川氏、武田氏、徳川氏などによる激しい戦いの舞台となった。こうした中、市内にも各武将の拠点となる城が築かれた。令和3年度、こうした市内の城跡を紹介するコーナーを新たに設営した。法永長者と呼ばれた長谷川氏ゆかりの小川城、北条早雲の出世城といわれる石脇城、今川氏の内乱の舞台となった方ノ上城、武田氏対今川氏の激戦の地である花沢城、武田水軍の出城と考えられる当目砦といった城の歴史を中心に戦国時代の焼津について紹介している。

② 民具コーナー

市民の皆様から寄贈された資料を中心に、日用品、家具・調度品などを展示している。

昭和30年代のお茶の間の再現コーナーのほか、戦後から昭和50年代を目安に、日本のどの家庭の台所にもあった懐かしい道具を中心に紹介している。展示では、「食べ物保存する」「すくう・ふるう・おろす」「ご飯をたく」「焼く・煮る・調理する」のテーマごとに台所道具を展示している。

また、季節に合わせて「雛人形」や「五月人形」の展示も行っている。



民具コーナー

③ 漁業コーナー

駿河湾に面し、大井川の扇状地に位置する焼津は、古くから漁業を生業とし、海と共に歩んできた歴史がある。市内の遺跡からは、弥生時代に漁に使われたと考えられる漁具や古墳時代のカツオの骨が出土している。また、遠く平城京跡で発見された木簡からは、益頭郡でとれたカツオの加工品がはるばる都まで運ばれていたことがわかっている。

近代に入ると、焼津は、カツオ・マグロ漁の先進地として、重要な地位を占めるようになる。先人たちの努力

によって、漁船は手漕ぎの八丁櫓から動力船へ、漁場は近海から遠洋へと変化し、焼津漁業は飛躍的な発展をとげる。また、鯉節に代表される水産加工技術の進展もめざましく、現在では、遠洋漁業と水産加工業の街として、その名が全国に知られている。

このコーナーでは、「港周辺の風景」「カツオ漁・サバ漁など」「造船の道具」「古代の漁法」「いろいろな漁の道具・漁法」という5つのコーナーを設け、焼津漁業発展の中心地であった浜通りと港周辺の風景、カツオ漁をはじめとする焼津でおこなわれていた漁法や実際に使われていた漁具のほか、造船の道具などを紹介する。また、通路展示では、焼津で使用されていた船の模型のほか、実際に船で使われていた船竿笥やイカリなどの道具と大漁旗を展示している。



漁業コーナー

④ 第五福竜丸コーナー

昭和29年(1954)3月1日の早朝、焼津のマグロ漁船第五福竜丸は、ビキニ環礁北東の公海上でアメリカの水爆実験に遭遇した。長時間にわたり降り続いた放射能を帯びた灰により、乗組員は次々に発病し、第五福竜丸は全速で母港の焼津港に向かった。

帰港した乗組員は、全員急性放射能症と診断され、入院して治療することとなった。全国各地では、放射能汚



第五福竜丸コーナー

染を受けた魚が水揚げされ、廃棄され、魚が売れなくなり、漁業界は大打撃を受けた。

また、放射能に汚染された雨が国内にも降り、国民は不安におびえた。同年9月23日、第五福竜丸の無線長だった久保山愛吉氏が、医師団の懸命の努力と家族や市民の願いもむなしく、不帰の人となった。他の乗組員が退院したのは、翌昭和30年(1955)5月20日のことであった。

2 展覧会の開催

協力者等の敬称は省略させていただきました。

(1) 歴史民俗資料館

① 文化財保存活用地域計画関連企画展 「DISCOVER - 焼津、発見 -」 第3期川の軸「暴れ川が生んだ豊穡の地」

開催期間 令和5年3月11日(土)～7月2日(日)

開催日数 98日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 5,964名

内容

文化財保存活用地域計画関連企画展「DISCOVER - 焼津、発見 -」第3期川の軸「暴れ川が生んだ豊穡の地」を開催した。

第3期の「川の軸」では、大井川地区にスポットを当てた。古来より幾度となく氾濫を繰り返してきた暴れ川「大井川」流域に暮らす人々は様々な知恵と工夫によって川と共存してきた。また、川への畏怖は多様な信仰も生み出し、現代へと受け継がれている。そして、大井川は人々の脅威ではあったが、恵の水をもたらす存在でもあり、豊富な水資源によって生まれた文化や産業もある。今回の展示では、こうした大井川との関わりを中心に大井川最下流域に位置する大井川地区の歴史と文化を紹介した。

出品点数 63点

出品目録 *所蔵者名が無い資料は、当館蔵

横瓶、坏・坏蓋3点(藤守遺跡出土)、山茶碗5点、土錘2点、石製紡錘車、舟形屋敷絵図(盤石寺蔵)、「乍恐口上書を以御訴訟申上候」(個人蔵)、「乍恐書付御届ケ申上候」(個人蔵)、海蔵寺延命地藏尊御札、上泉地藏堂延命地藏尊御札、飯淵不動尊御札、大井八幡宮御祈祷之御札、川中島八兵衛御札、施餓鬼旗、大井川

絵図（個人蔵）、杓、試桶、サル（コマ）、酒樽「享和東鶴」、酒瓶「享和東鶴」2点、徳利「享和東鶴」、志太梨商標3点、天皇陛下へ献上の梨について、梨受納証、写真「梨の献上」、ウナギバサミ、ウナギ籠、ウナギカキ、大崩八景（焼津市蔵）、大井川自由架橋願、大井川渡船費用簿、上泉中河間渡船費収支帳、志太郡相川村路線公図、駿遠線行先表示板（大井川⇄新藤枝）、つり革、藤相鉄道列車時刻表、藤相鉄道特別乗車券、駿遠線閉鎖記念切符2点、駿遠線切符4点、天竜一行追善大相撲番付表、追善相撲挙行趣意書（以上2点個人蔵）大相撲大井川場所ちらし、大井川場所宿割帳、色紙「曙手形」、写真「色紙を書く曙」、写真「大井川場所」、写真「大井川場所横綱千代の富士土俵入」、大鳥毛（吉永八幡宮蔵）、藤守の田遊び衣装（藤守の田遊び保存会蔵）、万燈花のショッコ



② 企画展

「へえ～せい展 平成×おもちゃ×こども」

開催期間 令和5年7月15日（土）～9月10日（日）

開催日数 50日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 8,501名



内 容

来館者数の少ない20代、30代をターゲットとし、当該世代が子どもの頃に遊んだゲームやおもちゃなどを紹介する展示会を開催した。また、平成時代に起きた時事情報を当時の新聞と合わせて紹介することで、子どもたちにも当時の社会情勢や文化を知ってもらえるようにした。

20代、30代は幼稚園・保育園児、小学生の親世代でもあり、夏休み期間ということもあり、上記の目的を達成するため、親子で楽しめる展示を目指した。

来館者からは、平成の時代を懐かしむ声が多く聞かれ、普段行っている展示会に比べ身近な展示で楽しめたという感想も寄せられた。また、家族で楽しむことができ、「子供に説明することができる展示でよかった」「親におもちゃの説明を求めることで、歴史を学ぶとともに家族の仲を深めることができた」などの感想も聞かれた。

出品点数 約1,100点

出品目録

人形約313点、ぬいぐるみ約30点、ゲーム機・カセット約136点、カードゲーム約92点、漫画約266点、音楽プレイヤー・携帯電話約28点、新聞約14点、パンフレット約33点、その他約247点

③ 特別展 焼津と徳川 I

「天下人の横顔 - 伝説と史話から探る家康像 -」

開催期間 令和5年9月16日（土）～11月26日（日）

開催日数 62日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 6,822名

内 容

特別展 焼津と徳川 I 「天下人の横顔 - 伝説と史話から探る家康像 -」を開催した。大河ドラマ「どうする家康」の放映に合わせて、「焼津と徳川」をテーマとした特別展を企画し、第1部では、市内に残る古文書やゆかりの品から、焼津における家康公の事跡や伝説を紹介した。

焼津市は、あまり知られていないが、徳川家康とのゆかりが大変深い土地で、市内には家康にまつわる様々な史話やゆかりの品、史跡が残る。本展では、所蔵者の方の協力を得て、22点の資料を紹介した。特に「徳川家康公所用の鎧」と「徳川家光着用の腹掛け」は、市内初公開資料となり、注目を集めた。

本展は、焼津に残る家康の事跡や伝説を通して、語り継がれてきた焼津ならではの「家康像」を知っていただくことをコンセプトとした。アンケートには、「焼津ならではのエピソードがたくさんあり、認識をあらたにした」「徳川家康の焼津とのかかわりが知れて、とても身近に感じた」「地名の由来、家康が立ち寄った場所など知っている所で嬉しく思った。」「今、注目の家康と焼津市の関係は知らなかった」などの感想が寄せられた。

今後も、市内に残る「文化財」を新たな視点で取り上げ、まちの歴史や身近な文化財に目を向けるきっかけとなるような展示を企画したい。



出品点数 22点

◆焼津に残る家康の足跡

「徳川家康朱印状」(天正10年/1582) *市指定1点(個人蔵・寄託)

「坂本貞次・駒井勝盛連書状」(天正12年/1584) *市指定1点(個人蔵)

「徳川家七ヶ条定書」(天正17年/1589) 1点(個人蔵)

◆語り継がれた「家康伝説」

八丁櫓模型(現代/近藤友一郎氏作) 1点・「江尻宿助郷免除に関する嘆願書」(嘉永3年/1850) 1点(以上当館蔵)

◆焼津を駆けつけた家康

徳川家康所用の鎧(あぶみ)(江戸時代初期) 1点・徳川家光着用 of 腹掛け(江戸時代初期) 1点(以上個人蔵)「石脇村原川家由緒書」(文久3年/1863) 1点・「石脇村旗掛石周辺鳥瞰図」(江戸時代後期) 1点(以上個人蔵)

◆家康と焼津の寺社

「徳川家朱印之写」[慶長7年/1602] 1点・「焼津神社本殿棟札写」[慶長9年/1604] 1点(以上焼津神社蔵)宗高権現伝来品「東照大権現像」(江戸時代初期)、1点・宗高権現伝来品 徳川家より拝領の茶道具類(江戸時代

初期) 5点(以上個人蔵)

葵紋付き長持(天保3年/1832) 1点(海蔵寺蔵)

◆関連資料

「松平元康判物写(弓之事)」[永禄3年/1560] 1点(当館蔵)

立葵紋付鬼瓦(江戸時代中期か) 1点(大井神社蔵/保福島)

伊予札黒絲威二枚胴具足(現代) 1点・金唐草革包二枚胴具足(現代) 1点(以上福井禰方氏作成)

④ 特別展 焼津と徳川II

「海蔵寺ものがたり - 徳川と民に愛されて - 」

開催期間 12月2日(土)～令和6年2月18日(日)

開催日数 63日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 3,521名

内容

大河ドラマ「どうする家康」の放映に合わせて行った「焼津と徳川」をテーマとした特別展の第2部として、海蔵寺と徳川家との関わりを中心とした展示会を開催した。

海蔵寺は、徳川家康や家康の十男頼宣(駿府城主・紀州徳川家初代)が厚く信仰した寺院として知られている。そのため、江戸時代を通して徳川家より庇護を受け、特に紀州徳川家関連の資料が多く残る。展示会では、こうした徳川家関連の寺宝や水難除けの信仰である「小川地藏信仰」を紹介した。来場者からは、焼津市内のひとつのお寺にこれだけ多くの徳川家の資料が伝わっていることに驚いたという声が多く寄せられた。

出品点数 17点



出品目録

海蔵寺地藏尊縁起、「一遍上人縁起絵」断簡、「紀州家御尋に付書上」、「出開帳記録」、「前大納言様表装出来について」、海蔵寺の厨子、内厨子・守り本尊、徳川家康筆「墨梅図」、徳川頼宣筆「墨竹図」、奉納金請取帳、木材入用数帳、海蔵寺の絵馬、葵紋入り長持（以上14点海蔵寺蔵）、香集寺の絵馬（弘徳院蔵/当館寄託）、飯塚兵左衛門一代記、海蔵寺の御札（以上2点当館蔵）

⑤ 被災70年特別展

「ヤイツ 1954 The Year of Fukuryu-Maru」



開催期間 令和6年2月24日（土）～6月30日（日）

開催日数 110日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

*都立第五福竜丸展示館との共同企画

観覧者数 1,938名（3月末まで）

内容

2024年は、焼津のマグロ漁船「第五福竜丸」がビキニ環礁で核実験に遭遇してから70年の節目の年となる。事件を直接知る人が少なくなってきた今、平和への願いを込めて、次世代へ事件を伝える機会としたく企画した。

昭和29年（1954）3月1日、第五福竜丸がビキニ環礁北東の公海上でアメリカの水爆実験に遭遇。3月14日に焼津へ帰港した乗組員が原爆症と診断され、水揚げされた魚から放射能が検出されたことが報道されると、乗組員やその家族の方はもちろん、市内は騒然となり未曾有の大混乱に陥った。

本展では、福竜丸が被災した「1954年」の焼津市にスポットを当て、市の対策本部の記録や撮影された記録写真、新聞記事などから、当時の焼津の状況や混

乱の中で再生へ向けて奮闘した人々の様子を紹介している。また、同年9月に亡くなられた第五福竜丸の無線長であった久保山愛吉さんが入院中に記した手記の一部と普段は公開していないご家族にあてた手紙も展示している。

出品点数 152点

出品目録 *所蔵者名が無い資料は、当館蔵/点数表記がないものは1点

I 「ヤイツ 1954 The Year of Fukuryu-Maru」

◆ "PHASE-01

3月14日～3月28日「被災の発覚と市の対策」" 読売新聞（複写/昭和29年3月16日朝刊）、朝日新聞（昭和29年3月17日）/毎日新聞（昭和29年3月18日）/中日新聞（昭和29年3月18日）/対策本部長日誌綴（3月16日～9月7日）/宮崎助役メモ/海難報告書（写）/第五福竜丸関係書類綴/写真アルバム2点/サーベイメーター（ガイガー・カウンター）/サーベイメーター使用説明書（冊子）/急性放射能症の初診時所見とその経過/第五福竜丸被害事件対策従事記録/焼衛号外（焼津市長から第五福竜丸乗組員への通知/3月16日）/「被災患者東京転院についての会議録（3月23日）

◆ "PHASE-02

3月29日～8月22日「放射能の恐怖と水産業の苦境」" 魚価対策打ち合わせ会議録（3月22日）/マグロ試食会の立案書（4月19日）/水産庁からの電報（4月22日）/魚（マグロ）の安全性をPRするチラシと放射能検査済の札5点/魚（マグロ）の安全性をPRするポスター2点/水爆被害対策に関する陳情書/新聞スクラップ「静岡の雨にも放射能」/新聞スクラップ「漁船汚す放射能の海」/村民の声 署名簿（5月9日～5月31日）/冊子「焼津における漁師の婦人の生活」おりづる会調査2点/第五福竜丸船体の取扱いに関する会議録/福龍丸監視日誌（焼津市役所/4月23日～6月5日）/第五福竜丸の回航の通知文/第五福竜丸の処理予定表/「焼津市長への要望書」（焼津市港町代表から焼津市長宛/6月5日）/電報（第五福竜丸の回航を知らせるもの/8月20日）/スライド「死の灰」（解説本付き）

◆ "PHASE-03

8月23日～9月23日「久保山愛吉さんの容体悪化と死」" 中部日本新聞号外（昭和29年9月23日）/久保山愛吉氏漁民葬次第/弔電綴2点/久保山家に届いたお悔やみの手紙/焼津高校生徒からの弔意文集

◆ "PHASE-04

9月24日～12月31日「久保山さんの死の影響とその後」" ちらし「原水爆対策全国漁民大会」/故久保山愛吉氏

追悼原水爆対策の漁民大会次第 / 乗組員の一時帰郷に関する打合せ記録 / 第五福竜丸乗組員から焼津市役所へ礼状 (昭和 30 年 5 月 14 日) / 顛末報告書 (焼津魚市場仲買人組合 / 昭和 30 年 11 月) / 新聞 (静岡新聞 S29.12.14) / 映画「ゴジラ」ポスター / 協同丸模型船

◆焼津市の平和決議

焼津市議会決議 (昭和 29 年 3 月 27 日) / 焼津市水爆被害対策市民大会 決議 (昭和 29 年 9 月 22 日) / 焼津市水爆被害対策市民大会 決議 (英文 / 昭和 29 年 9 月 22 日) / 第 1 回 6.30 市民集会パンフレット (昭和 60 年) 2 点

◆「死の灰」と第五福竜丸関連資料

死の灰 (純品) / 航海日誌 (複製) / 漁労日誌 (複製) / 当直日誌 (複製) / 日めくりカレンダー (複製)、以上都立第五福竜丸展示館蔵

第五福竜丸船体試料 (船体塗料) / 第五福竜丸船体試料 (ドラム缶上の錆) / 第五福竜丸船体試料 (サメのひれ) / 第五福竜丸船体試料 (ボンデン竹先端のしゅろ)、以上静岡大学キャンパスミュージアム蔵

II 後世に伝える第五福竜丸の航跡

「第五福竜丸船舶国籍証書 (写)」 / 「第五福竜丸漁船検査証書 (写)」 / 第七事代丸船図 (古座造船所) / 「アサヒグラフ増刊号」 昭和 57 年 (1982) 8 月 10 日号 / 「海員」 昭和 51 年 (1976) 7 月号 / 「漁業経済研究 第五巻第 1 号」 昭和 31 年 (1956) 7 月 / 「“死の灰” のもたらすもの」 昭和 29 年 (1954) / 「医療 第 9 巻第 1 号」 昭和 30 年 (1955) / 第五福竜丸被災記録の出版計画 (昭和 31 年) 関連資料 3 点 / 元静岡大学塩川孝信博士からの手紙 / 書籍『第五福竜丸事件』(昭和 51 年)

III 久保山愛吉氏 家族への手紙と平和への願い

久保山愛吉さんの写真 / 久保山愛吉さんの手記 / 久保山愛吉さんの手紙 24 点 (個人蔵 / 当館寄託)

IV 都立第五福竜丸展示館 出張パネル展示

第五福竜丸展示館パネル 41 点、以上都立第五福竜丸展示館蔵

☆第五福竜丸船体模型

第五福竜丸船体模型(8 分の 1) / 第五福竜丸船体模型(5 分の 1)

☆映画「第五福竜丸」関連資料

映画第五福竜丸ロケアルバム / 映画チケット (アサクサ劇場) / 映画パンフレット

(2) 大井川民俗資料保管庫

① 通常公開

大井川民俗資料保管庫では申し出に応じて施設の公開、保管資料の説明を実施している。

令和 5 年度は、1 団体 54 名が見学した。

② 特別公開

文化財保護強調週間とおおいがわフェアの開催に合わせて例年 11 月 3 日に特別公開を開催している。

令和 5 年度は公開にあわせてミニワラゾウリ作りのワークショップを開催した。入場者数 73 名。



(3) 館外展示

じんむ市

開催日 令和 5 年 10 月 22 日 (日) 午前 10 時から午後 3 時

会場 神武通り

参加者 204 名

内容

焼津市本町にある神武通り商店街主催のじんむ市に参加した。映画のポスター、焼津の映画館の紹介のブースを用意、子どもむけワークショップを小泉八雲記念館と合同で開催。

ワークショップに参加した子どもの保護者に簡単なアンケートを行い、歴史民俗資料館の周知を行った。市内在住でも当館を認識している方が意外にも少なかったことを改めて感じた。今後も館外展示を行い、当館の周知を行っていきたい。

3 教育・普及活動

1 講演会、体験学習等の開催

令和5年度の開催回数は合計56回（講演会・講座24回、体験学習23回、出張講座9回）、参加者は合計7,804名である。

(1) 講演会・公開講座 計1,050名

① 講座

「感動再び 心震える洋画スクリーンミュージック」

講師 小澤正人さん（映画解説者）
開催日時 8月5日（土）午後2時～3時30分
開催会場 焼津文化会館3階会議室
聴講者数 105名
聴講料 無料
主催 歴史民俗資料館



内 容

焼津文化会館の主催事業としておこなわれる映画音楽をテーマとしたクラシックコンサートとのコラボイベントとして、「映画音楽」にスポットをあてた映画解説講座を開催した。講師には、県内外で映画解説者として活躍されている小澤正人氏をお招きした。

講座は、「ひまわり」など講師が選び抜いた10本の洋画のワンシーンとともに、印象的なテーマ曲が紹介された。また、映画制作や俳優のエピソードなどが、ユーモアたっぷりに語られ、あっという間の2時間であった。参加者からは、「次の講座はいつか」「また開催して欲しい」など、多くの好評の声が寄せられた。

② 歴史文化特別講演会

「徳川家康知られざる実像 - 先見力と決断力 -」

講師 小和田哲男さん（静岡大学名誉教授）
開催日時 9月18日（月・祝）午後2時～3時30分
開催会場 焼津文化会館小ホール
聴講者数 360名
聴講料 無料
主催 歴史民俗資料館
内 容

令和5年度特別展「焼津と徳川Ⅰ - 天下人の横顔 -」の開催に合わせて歴史文化特別講演会を開催した。講師にはNHK大河ドラマ「どうする家康」の時代考証を担当した静岡大学名誉教授の小和田哲男さんをお迎えし、焼津文化会館小ホールにて開催した。大河ドラマのエピソードを交えながら家康の人的魅力や先見性について解説し、聴講者たちは楽しそうに耳を傾けていた。参加者からは「ドラマに沿った話が聞けて家康公への理解がさらに深まった」「時代考証の話が楽しかった」「わかりやすい話し方で歴史を学ぶことが出来た」などの感想があった。



③ 特別展関連講座

「家康がやってきた - 戦国時代末頃の志太平野 -」

講師 河合 修さん（元焼津市史編集委員）
開催日時 10月14日（土）午後2時～3時35分
開催会場 焼津文化会館会議室
聴講者数 83名
聴講料 無料
主催 歴史民俗資料館

内 容

特別展焼津と徳川Ⅰ「天下人の横顔 - 伝説と史話から探る家康像 -」の関連講座として開催した。講座では、家康がどのように志太平野を攻めたのか、戦後の志太平野における家康の復興事業を古文書や地図を用いて詳しく解説いただいた。聴講者からは、「焼津地域の話聞き、初めて知る話も多く、勉強になりました」「家康公の志太地区に於ける動向が良く分かりました」など、好評の声を多くいただいた。



④ 特別展関連講座

「焼津と深くかかわった徳川家康公 ～伝説の意義や背景を探る～」

講 師 矢澤和宏さん(焼津市文化財保護審議会委員)
開催日時 12月17日(日) 午後2時～3時50分
開催会場 焼津文化会館会議室
聴講者数 69名
聴講料 無料
主 催 歴史民俗資料館
内 容

NHK大河ドラマ「徳川家康」関連の特別展に合わせて歴史文化講座を開催した。講師には焼津市文化財保護審議会委員であり、歴史地理学会会員の矢澤和宏さんをお迎えした。敗走伝説や焼津での庶民と交流す



る伝説など、身近なテーマに聴講者たちは笑いあいの講座に楽しそうな様子がかがえた。大河ドラマ最終日であったが、最後にひとつの楽しみを提供することができた。

⑤ 特別展関連講演会

「海蔵寺と焼津市の美術工芸品

- 文化財の保護と伝承 -

講 師 日比野 秀男さん(常葉大学名誉教授)
開催日時 1月20日(土) 午後1時30分～3時30分
開催会場 焼津文化会館3階会議室
聴講者数 58名
聴講料 無料
主 催 歴史民俗資料館
内 容

特別展「焼津と徳川Ⅱ - 海蔵寺ものがたり -」関連講演会として企画した。講演会では、海蔵寺の歴史について資料をもとに振り返りながら、お寺に伝わる様々な宝物を美術工芸品を中心に解説した。また、合わせて市内の美術工芸品についても紹介した。海蔵寺は徳川家とも関わりが深く、家康や紀州徳川家とのつながりについても解説し、参加者からは、「身近な寺が昔から色々な方々に支えられているのを知ることができたので、いつまでも大切にしたいです」「身近な海蔵寺にこのような貴重な時代背景があったと判りやすく解説していただき興味深かった」など、多くの好評の声が寄せられた。



⑥ 歴史文化講座

「山城の魅力を探る - 焼津の山城を中心に -」

講 師 加藤 理文さん(公益財団法人日本城郭協会理事)
パネラー 矢澤 和宏さん(焼津市文化財保護審議会委員)
開催日時 令和6年2月12日(月) 午後1時30分～3時30分

開催会場 焼津文化会館会議室
聴講者数 100名
聴講料 無料
主催 歴史民俗資料館
内 容

花沢城跡や石脇城跡の整備を行ったり、御城印の販売から両山城に来訪者が増えたりし、山城に関心が高ことから、本講座を企画した。2部制とし、第1部では県内外の城郭に詳しく、メディアにも多く出演されている加藤理文さんに細やかな山城の用語の解説や花沢城の役割などのご講演いただいた。

第2部は、パネラーに矢澤和宏さんを迎え、加藤さんと対談を行った。おすすめのお城や加藤先生が城郭研究を始めたきっかけ、山城へ行くにあたって事前に準備しておいた方がよいものなど、普段お城の講座ではなかなか聞くことができない話を聞くことが出来た。定員いっぱい参加があり、聴講者からは、「先生のお話は、大変分かりやすく、興味もひかれ、お城を見に行きたくなります」などの感想をいただき、タイトルどおり山城の魅力を探る講座となった。



⑦ 古文書講座 計 48 名

講 師 青木茂久さん
(元中学校教諭、焼津市古文書自主講座主催)

開催日時

前期入門講座 (5回) 5/17,6/21,7/26,8/23,9/20
午前9時30分～11時

後期入門講座 (4回) 10/18,11/8,12/13,2/7
午前9時30分～11時

中 級 講 座 (9回) 5/17,6/21,7/26,8/23,9/20,
10/18,11/8,12/13,2/7
午後1時～3時

* 1月の講座(1/17)は、講師の都合により中止

開催会場 焼津小泉八雲記念館多目的室
参加者数 前期入門講座 18名
後期入門講座 17名
中級講座 13名
聴講料 無料
主 催 歴史民俗資料館



内 容

本講座は、当館所蔵の古文書資料の解説を進めるとともに、一般市民に地域の歴史に興味を持っていただく機会とするため、開催している。

令和5年度も、引き続き初心者向けの「入門講座」と経験者向けの「中級講座」を開講した。

「入門講座」では、講師から、江戸時代の焼津の歴史や支配の変遷などの基礎講義を受け、その後、古文書のコピー(城之腰地区など)を使って、解説のポイントを学んだ。「中級講座」では、古文書の原本(策牛地区)を使用しての学習をおこなった。個人で解説を進めながら、わからないところはグループで話し合ったり教えあったりして、古文書の解説を進めた。

参加者からは、「もっと古文書の勉強を続けたい」という意見が多数寄せられた。令和6年度も引き続き、古文書講座を開講する予定。



(2) 体験教室（伝統文化子ども教室）

計 217 名

① 親子で七夕かざりをつくろう！

講 師 歴史民俗資料館 学芸員

開催日時 7月1日（土）

午前 10 時～ 11 時 30 分

午後 1 時 30 分～ 15 時 00 分

開催会場 焼津文化会館 3 階会議室

参加者数 60 名（子ども 35 名、保護者 25 名）

参加費（材料費） 100 円

内 容

教室の前半 15 分ぐらいで、資料館オリジナルキャラクターを用いた紙人形劇の七夕伝説の動画を放映し、七夕の由来や歴史などをスライドショーとパペットを使用し楽しく学んだ。その後、7 種類のお飾りのうち、作り方の難しい 3 種類を子どもたち全員で一緒に作った。残り 4 種類については親子で作業用の手順書を見て作ってもらった。

作業では少し難しいところもあったが、保護者の方と一緒に楽しく作業してくれていた。当館の子ども教室の中で、唯一 4 歳から参加できる教室ということもあり、次回開催を望む声が多くあった。



② 水でっぼうをつくろう！

講 師 鳴谷昇さん

開催日時 7月23日（土）

午前 10 時～ 11 時 10 分

午後 1 時 30 分～ 2 時 40 分

開催会場 バス車庫駐車場

参加者数 39 名（子ども 21 名、保護者 16 名、付添 2 名）

参加費（材料費） 200 円

内 容

自然の竹を利用した水でっぼうをつくって、遊び方を

学ぶ教室。本年度は全て外の会場で行った。暑い中で作業のため、作業時間を短縮した。小刀など慣れない道具もある中で、親が子に使い方を教えている姿はとて微笑ましい光景であった。参加者は、完成した水でっぼうを片手に楽しそうに遊んでいた。



③ 親子ですいとん作り～戦時中の食べ物って？～

開催予定日 7月22日（土）

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

④ まがたまをつくろう！

講 師 鳴谷昇さん

開催日 8月26日（土）

午前 9 時 30 分～ 11 時 30 分

午後 1 時 30 分～ 15 時 30 分

開催会場 焼津文化会館 3 階会議室

参加者数 62 名（参加者 35 名、保護者 25 名、付き添い 2 名）

参加費（材料費） 300 円



内 容

まがたまや遺跡について、スライドを使用しながら、講師にお話ししていただいた。

子どもたちも講師のヤスリの使い方を見て、真似て作業していた。ヤスリでたくさん削り、その大変さか

ら、「昔の人はすごい！」と思わず声を上げる子もいた。
作業終了後、資料館に移動し実際に見つかったまがたまを見学し、焼津の遺跡にも少し触れてもらった。
子どもたちは自分の作ったものと見比べ、どの子たちも自分だけのまがたまを大切にしていた。

⑤ 石器時代にタイムスリップ！

開催日予定日 10月9日（月）

※雨天のため中止

⑥ ミニ門松をつくろう！

講師 鳴谷昇さん

開催日時 12月27日（火）

午前9時30分～11時15分

午後1時30分～3時10分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 56名（子ども34名、保護者22名）

参加費（材料費） 1,000円

内 容

毎年好評の人気教室であり、今年も多くの参加者を得た。参加者は門松のいわれ等を学んだ後、講師や職員の指導の下、高さ70cm程のミニ門松を制作した。刃物を使う慣れない作業に苦戦しながら、皆、思い思いの門松を完成させることができた。



(3) 体験学習（クイズラリー）計4,372人

開催日時 通年実施 午前9時～午後4時

参加者数 延べ4,372名（クイズラリーの参加者）

内 容

クイズを解きながら展示室を見学して回ることで、楽しく学習する「ラリー形式」のイベントである。平成14年度より継続して開催している。

クイズの問題は年齢を問わず未就学児でも参加できる「ぼくらはたんけんたい編」、低学年向けの「ドキドキなぞとき編」、高学年向け「君こそ博士編」、企画展に合わせた「企画編」の4つのコースがあり、いずれも展示資料から出題する。クイズを1枚クリアするごとにオリジナルマグネットもしくはオリジナルシールをガチャガチャを回してもらい贈呈する。絵柄は参加者に関心をもってもらえるように、展示品や収蔵品、オリジナルキャラクター達をモチーフにしたものなどを作成し、人気を博した。

また、夏休み、冬休みの期間限定のクイズラリーを開催。期間中は通常のクイズラリーとは違ったクイズの出し方など、工夫をこらし、来館者数を伸ばした。



(4) 体験学習（焼津市文化センターゴールデンウィークスペシャルイベント）

計1,256名



① 謎解きゲーム

「やいちゃんかくれんぼ・君こそ名探偵」

開催日時 4月29日（土）～5月7日（日）

※5月1日（月）は休館日

各日午前9時～午後5時

開催会場 焼津市文化センター

参加者数 1,231名

内 容

ゴールデンウィーク期間に、文化センター全体を会場とした2種類の謎解きゲームを開催した。参加者は、ヒントをもとにやいちゃんを探す初級編とクイズを解いてキーワードを集める上級編に挑戦し、文化センター内の4つの施設を回りながら問題を解いていった。誰でも自由に、どの施設からでも参加できる形式をとり、期間中に多くの参加者を得ることができた。イベントを通して、多くの方に歴史民俗資料館をはじめ、センター内の各施設について知ってもらう機会となった。

② 「バックヤードツアー」

開催日時 4月30日(日)、5月7日(日)

各日午前10時～11時30分

開催会場 焼津市文化センター

参加者数 25名

内 容 ゴールデンウィーク期間に、文化センター内にある4館の裏側と仕事を紹介するバックヤードツアーを開催した。参加者は、文化会館のステージ裏や音響室、資料館の収蔵庫など普段は見ることの出来ない施設の裏側を見ることで、各施設についてより興味を持ってたようであった。

その他、期間中にはやいちゃんを登場させ、風船を配るなどして好評を得た。



(5) 体験学習(ワークショップ) 計141名

① 自分だけのうちわを作ろう!

開催日時 7月24日(土)～8月27日(日)

各日午前9時～午後5時

開催会場 歴史民俗資料館・焼津小泉八雲記念館

参加者数 100名

参加費(材料費) 50円

内 容

夏休みの期間中限定100枚で無地のうちわを用意し子どもたちに自由にスタンプを押してもらい自分だけのうちわを作成してもらった。スタンプは当館オリジナルキャラクター達、八雲にちなんだ妖怪のイラストを消しゴムハンコで作成し、机に置いた。子どもたちは自分の好きなスタンプを押し、楽しそうに作成していた。また、焼津小泉八雲記念館と合同で行うことで、両館の周知にもつながった。



② やまどんへ年賀状を書こう!

開催日時 12月23日(土)～12月28日(木)

各日午前9時～午後5時

開催会場 歴史民俗資料館

参加者数 41名

内 容

受付前にはがきサイズの厚紙を設置し、色鉛筆や夏休みに作った消しゴムハンコなどを置いて自由にやまどんへの年賀状を書いてもらうワークショップを開催した。記入した年賀状は歴史民俗資料館専用ポストへ投函してもらい、年始に館内に掲示した。

また、無地の年賀状はがきを持ってきてくれた子には当館オリジナルキャラクターやまどんから年賀状が届くイベントも同時開催した。子どもたちは思い思いに年賀状を書いていた。中には年賀状を書くのが初めてだという子もいた。当館オリジナルキャラクターたちの周知にもつながった。

(6) 体験学習 (キッズアートプロジェクト) 計 46 名

キッズアートプロジェクト
「私の富士山 自分だけの富士山を描こう！」

講 師 臨床美術士 宇佐美 ひかりさん
臨床美術士 杉村 多美子さん
(芸術造形研究所)

開催日時 令和6年2月17日(土)
午前10時00分～11時45分
午後1時30分～3時15分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 46名(子ども26名、保護者20名)

内 容

キッズアートプロジェクトしずおかと共催で開催した。

「自分だけ」をコンセプトに思い思いの富士山を墨や木炭、胡粉を使用して描いた。当館オリジナルキャラクター「やまどん」を使って、講師の先生と当館所蔵の富士山が描かれた作品を紹介したり、子どもたちが普段使ったことのない筆やスプーンで絵を書くことに、興味深々であった。

指を使ったり、筆やティッシュなど、自分の書きたいようにのびのびと書いていたように感じられる。完成した作品を並べ、一人一人感想を述べ、みんなで共有したり、講師が講評したりする時間もあり、子どもたちは自分とは違った作品に触れることができ良かった。

子たちからは「楽しかった」という意見が聞かれよかったですのではないかと思います。保護者からは、一緒に自分も描いてみたいという意見も聞かれた。



(7) 体験学習 (史跡めぐり) 計 188 名

① 「大井川歴史探訪」
(バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 5月27日(土)
午前9時45分～13時15分

参加者数 17名

参加費(バス運賃) 400円

主 催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 子安神社、旧相良街道跡、舟形屋敷、
高福寺、馬つなぎの松

内 容

路線バスを利用した史跡めぐりを開催した。今回は、市上新田地区の子安神社や高福寺などの寺社、旧田沼街道跡、徳川家康ゆかりの馬つなぎの松などを巡った。また大井川の洪水対策の工夫が見られる舟形屋敷では、その独特な屋敷構えが参加者の興味を引いていた。参加者からは「舟形屋敷はとても面白い」「舟形屋敷については是非出前授業で小中学生に広めてほしい」など好評の声が多く寄せられた。



② 530(ごみゼロ) 歴史探訪「中里石脇巡り」
(自主運行バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 6月4日(日)
午前8時30分～12時30分

参加者数 13名

参加費(バス運賃) 400円

主 催 道路課、環境課、歴史民俗資料館

主な見学場所 井伊直孝産湯の井、若宮八幡宮、石脇城跡、
旗掛石

内 容

自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。今回は環境課とも共催し、ごみゼロの日(5月30日)にちなんだゴミ拾いをしながらの史跡巡りとした。参加者は道中ごみを拾いながら、「若宮八幡宮」や「井伊

直孝産湯の井」、「石脇城跡」などの史跡を歩いて巡った。

途中、地元の有志団体「中里倶楽部」からも史跡の解説を聞き、徳川家康や井伊直孝、北条早雲などの有名武将たちと郷土とのつながりを知ることができた。

参加者からは「地元の方から解説してもらいとても勉強になりました。ゴミ拾いと一緒に運動もでき良い企画だと思いました」「ごみを拾いながらの史跡巡りということで、史跡周辺をきれいにしながら勉強する事も出来て良い企画だと思いました」などの声が多く寄せられた。



③ ゴミゼロウォーキング

開催日時 10月21日(土)
午前9時15分～午前11時30分

参加者数 17名

主催 環境課

協力 歴史民俗資料館

主な見学場所 花沢地区ビジターセンター、花沢城跡、
諏訪八幡神社、鳴沢不動尊

内容

環境課が主催したごみ減量サポーター養成講座の参加者を対象にしたごみ拾いウォーキングで、途中で立ち寄る史跡などを解説する講師として参加した。ごみ



を拾いウォーキングを行いながら途中の花沢城跡、花沢の里などを見学した。参加者からは「ゴミ拾いしながら地域の歴史を知ることができた」など好評の声を得た。

④ 焼津の山城・家康ゆかりの史跡巡り (バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 10月28日(土)
午前7時50分～12時30分

参加者数 21名

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 鳴沢不動尊、花沢城跡、諏訪八幡神社、
石脇城跡、旗掛石

内容

自主運行バスを利用した史跡めぐりを開催した。市内に残る戦国時代の山城として知られる花沢城跡や石脇城跡を中心に大河ドラマで注目を集める徳川家康に関連する史跡などを巡った。市内にはあまり知られていない家康関連の史跡や伝承が数多く残っており、参加者からは「改めて焼津の歴史・家康との関連をおもしろく見学できた」「大河ドラマ「どうする家康」の影響で更に興味を持って耳を傾けました」など好評の声を多く寄せられた。



⑤ 花沢の里・花沢城ウォーキング ～願いをかなえよう法華寺御朱印と花沢城御城印を同時にゲット～

開催日時 11月11日(土) 午後1時～午後4時

参加者数 24名

参加費(バス運賃) 700円

主催 やいづ観光案内人の会

協力 焼津市観光協会、焼津高等学校、法華寺、
歴史民俗資料館

内 容

やいづ観光案内人の会主催事業に協力した。本企画は、焼津高校書道部の生徒が揮毫した花沢城「御城印」の販売を契機として、花沢地区の歴史・文化を多くの方に知ってもらうことを目的に開催されたもので、本年で2回目の開催になる。イベントでは、案内人の会による花沢の里・花沢城跡などのガイドツアーを軸に、花沢地区ビジターセンターでの焼津高校書道部による書道パフォーマンスの見学を行った。書道パフォーマンスが始まると参加者のみならず地元住民やハイカーも足を止めて見学していた。



⑥ 徳川家ゆかりの「海蔵寺」と周辺の史跡巡り (バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 令和6年1月19日(土) 午前9時20分~12時45分
参加者数 23名
参加費 400円
主催 道路課、歴史民俗資料館
主な見学場所 光心寺、熊野神社、海蔵寺、永豊寺、小川城跡、歴史民俗資料館



内 容

自主運行バスを利用した史跡めぐりを開催した。本企画は、特別展 焼津と徳川Ⅱ「海蔵寺ものがたり」

関連事業でもあり、徳川家ゆかりの海蔵寺と周辺の寺社を散策し、その後、歴史民俗資料館で特別展を見学した。参加者からは「お寺と徳川との係わりを知れてよかった」「大変有意義なコースでした。案内の方の話もわかりやすくいろいろと学べました」など好評の声が多く寄せられた。

⑦ 旭伝院・田中城周辺の歴史探訪 (路線バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 令和6年1月27日(土) 午前8時20分~12時
参加者数 25名
参加費(バス運賃) 430円
主催 道路課、歴史民俗資料館
主な見学場所 大井神社、旭伝院、田中城下屋敷など
内 容

路線バスを利用した史跡めぐりを開催した。今回は、豊田地区の大井神社や旭伝院などの寺社と藤枝市の田中城跡の見学を行った。田中城跡では、ボランティアガイドより説明を受け、参加者は興味深く話を聞いていた。

参加者からは「近くの歴史など新しく知ることができ、楽しかったです」「市内及び市内外周辺の地域再発見の旅に参加させていただき、新しく発見できる点が多くあった」など好評の声が多く寄せられた。



⑧ 飯淵のお不動さん縁日を楽しもう (自主運行バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 令和6年2月28日(水) 午前7時50分~12時20分
参加者数 25名
参加費(バス運賃) 400円
主催 道路課、
協力 歴史民俗資料館
主な見学場所 吉永八幡宮、円永坊跡、長徳寺、イボ取地藏

内 容

道路課が主催したバスを利用した地域再発見の旅の参加者へ史跡などを解説する講師として参加した。本事業は、飯淵の長徳寺の手作り市への訪問を中心としたバスツアーで、途中、吉永八幡宮や円永坊跡、イボ取り地蔵などの説明を行った。参加者からは「手作り市を楽しみながら、地域の歴史を知ることができた」など、好評の声を得た。

⑨ 朝比奈川の山の手さくらと高草山麓の史跡巡り (自主運行バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 令和6年2月29日(木) 午前8時45分~12時30分

参加者数 23名

参加費(バス運賃) 400円

主 催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 山の手さくら、長福寺、猪之谷神社、閻魔堂、林叟院

内 容

自主運行バスを利用した史跡めぐりを開催した。朝比奈川沿いの山の手さくらを見ながら、地元の有志団体「山の手未来の会」の説明を聞き、その後、長福寺や林叟院などで住職や副住職の講話を聞くことができた。参加者からは「天気にも恵まれ、山の手さくらも見れてよかったです」「近くにいなながら、知らない事が多かった。いつも楽しみにしています」など好評の声が多く寄せられた。



(8) 資料館職員出張講座 計519名

資料館では焼津市の歴史文化の啓発に努めるべく、職員を派遣しての出張講座を実施している。令和5年度は、公民館や大学、小学校などからの申し込みに応じて10回の講座等を行い、延べ人数519人の参加者を得た。今後とも館外での周知活動を積極的に行っていく予定である。



- ① 静岡福祉大学(対象:学生)
開催日 4月18日 聴講者数150名
- ② 大井川公民館(対象:講座生)
開催日 5月11日 聴講者数84名
- ③ 中里会館(対象:講座生)
開催日 5月13日 聴講者数35名
- ④ 四区コミュニティ防災センター(対象:講座生)
開催日 5月21日 聴講者数25名
- ⑤ 大井川公民館(対象:講座生)
開催日 6月23日 聴講者数49名
- ⑥ 大富公民館(対象:講座生)
開催日 8月9日 参加者数26名
- ⑦ 豊田公民館(対象:講座生)
開催日 8月25日 参加者 37名
- ⑧ 大井川東小学校(対象:小学生)
開催日 令和6年1月17日 参加者数42名
- ⑨ 焼津南ロータリークラブ(対象:一般)
開催日 令和6年1月30日 参加者数30名
- ⑩ 豊田公民館(対象:講座生)
開催日 令和6年2月8日 参加者数41名

2 広報活動

① 資料館だよりの発行

歴史民俗資料館の活動内容を広く市民に知らせるため、「資料館だより」を発行している。

令和5年度は「Museum Letter」資料館だよりに変更。大幅に掲載内容を変更し、歴史や文化にも興味がない方にも手に取って頂ける資料館だよりにした。

令和5年度は「110号」「111号」「112号」「113号」と発行した。

紙面の主な内容は企画展に合わせ関連のある内容・学芸員の推しと題し、常設展示物や史跡を紹介するコーナー、小学生向けに民具についての紹介をする内容となっている。

表紙は掲載内容に関連したもので、人物を入れた風景の写真にし、手に取ってもらう工夫をした。



② 焼津市歴史民俗資料館ホームページ

市のホームページが大きくリニューアルされ、それに伴い歴史民俗資料館のページもリニューアルした。

掲載内容としては利用案内をはじめ、催し物の開催案内、刊行物や焼津市史関連書籍の案内、文化財などの歴史文化の紹介、資料館だよりなどを掲載している。

刊行物は、これまでに開催した特別展や企画展の図版、発掘調査報告書などである。焼津市史関連書籍については、市史編さん事業の概要と書籍の紹介及び販売案内を掲載している。

文化財などの歴史文化を紹介するページでは、指定文化財や地域に伝わる昔話、方言、身近な文化財を紹介するページなどもある。また、オリジナルキャラクターたちの紹介ページを新たに作成した。

③ 年報の発行

前年度の事業をまとめた『年報』を発行している。

令和5年度は、令和4年度の実績をまとめた『年報37』を令和5年6月に発行した。

なお、『年報』はデータ版として市ホームページの歴史民俗資料館内に掲載している。

④ ポスター・ちらしの発行

各種催し物の開催にあたっては、広く市民に知らせるため、広報用ポスターやちらしを作成し、配布している。

配布先は、市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校などの教育施設や、公民館・図書館・文化会館・ディスカバーパーク焼津などの公共施設である。

また、企画展の開催時には、県内の博物館施設をはじめ、市内の駅や宿泊施設、介護施設、金融機関、店舗などにもポスターの掲示やちらしの配布について依頼し、より多くの方へ周知を図っている。

⑤ SNSを活用した情報発信

展示やイベントの開催案内、事業の実施状況など、SNSを活用し情報発信を行った。令和4年度から新たに、焼津小泉八雲記念館と共同でFacebookページ・Instagramを開設。平均して1.6日1回のペースで投稿。今まで、あまり足を運んでいただけない若い世代へ向けての発信を試みた。また、オリジナルキャラクターを活用し、親しみを感じていただけるよう、写真なども工夫し、投稿を行っている。市内の史跡や歴史・民俗を紹介する投稿の他、学芸員の活動などにもスポットを当て投稿をしている。

また、動画作成にも力を入れ、Instagram・Facebookページへの投稿、YouTube動画への投稿も行った。

3 博物館実習生の受け入れ

歴史民俗資料館では、大学で学芸員資格の取得を目指す学生を博物館実習生として夏季期間に受け入れている。令和5年度は3名の実習生を受け入れた。当館主催の講演会「感動再び 心震える洋画スクリーンミュージック」、体験学習「まがたまをつくろう」の補助や資料登録・整理事業の実習、「博物館販売物の提案」などを行った。来年度以降も夏季期間に実習生を受け入れる計画である。

◆特別展 焼津と徳川Ⅰ「天下人の横顔 - 伝説と史話から探る家康像 -」

開催期間 令和5年9月16日(土)～11月26日(日)

特別展 焼津と徳川Ⅰ
天下人の横顔
- 伝説と史話から探る家康像 -

2023年9月16日(土)～11月26日(日)
入場無料

焼津市歴史民俗資料館
〒425-0071 静岡県焼津市三ツ名1550
TEL 054-423-6847

歴史民俗資料館 ホームページ

切り絵 八木勝行 氏

特別展 焼津と徳川Ⅰ
天下人の横顔
- 伝説と史話から探る家康像 -

NHK大河ドラマ「どうする家康」の放送に合わせて、「焼津と徳川」をテーマとした特別展を開催します。第1部では、市内に残る古文書やゆかりの品から、焼津における家康公の事跡や伝説を紹介します。

焼津には多くの家康伝説が残っていますが、その事実を証明する同時代の史料はほとんどありません。しかし、伝説が歴史的事実かとはわかくとして、「徳津の人と家康公とのつながり」が、その後400年以上の長い間、語られ、現在まで残ってきた。ということこそ大きな価値があると言えます。今回はこのことにスポットをあて、今も残る地名や名字、身近な史跡から、「家康」がどんな風に現在の私たちとつながっているのかを紹介し、語り継がれてきた焼津の人々と家康公とのふれあいやつながりを通して、焼津ならではの「家康像」をご覧ください。

焼津に残る家康の足跡
焼津市「三ツ名」には徳川家康公の足跡が残り、徳川家康公のゆかりの品が数多く残っています。市内には、徳川家康公ゆかりの品が数多く残っています。市内には、徳川家康公ゆかりの品が数多く残っています。

語り継がれた「家康伝説」
焼津市に伝わる家康公に関する伝説は、家康公の足跡とつながり、多くの人々の心を捉えています。市内には、徳川家康公ゆかりの品が数多く残っています。

家康と焼津の寺社
徳川家康公のゆかりの寺社は、市内に数多く残っています。市内には、徳川家康公ゆかりの品が数多く残っています。

焼津市歴史民俗資料館
〒425-0071 静岡県焼津市三ツ名1550
TEL 054-423-6847

特別展関連イベント 要申込
講演会「徳川家康 知られざる実像 - 先見力と決断力 -」
講師 小和田哲也さん (朝日大学名誉教授)
日時 9月18日(月・祝) 14:00～
場所 焼津文化会館小ホール

講演会「漢語未定」
講師 河合裕子さん (元静岡県交通振興委員)
日時 10月14日(土) 14:00～
場所 焼津文化会館会議室

焼津市歴史民俗資料館
〒425-0071 静岡県焼津市三ツ名1550
TEL 054-423-6847

特別展関連イベント 要申込
※詳しくはお問い合わせください
講演「焼津と深くかかわった徳川家康公 - 伝説の意義や背景を探る -」
講師 矢野和広さん (徳川幕府の歴史を専門とする)
日時 12月17日(日) 14:00～
場所 焼津文化会館会議室
講演会「海蔵寺と焼津市の美術工芸品 - 文化財の保護と伝承 -」
講師 白比野秀典さん (焼津市歴史民俗資料館)
日時 1月20日(土) 14:00～
場所 焼津文化会館会議室

焼津市歴史民俗資料館
〒425-0071 静岡県焼津市三ツ名1550
TEL 054-423-6847

特別展 焼津と徳川Ⅱ「海蔵寺ものがたり - 徳川と民に愛されて -」
開催期間 12月2日(土)～令和6年2月18日(日)

◆特別展 焼津と徳川Ⅱ「海蔵寺ものがたり - 徳川と民に愛されて -」

開催期間 12月2日(土)～令和6年2月18日(日)

特別展 焼津と徳川Ⅱ
海蔵寺ものがたり
- 徳川と民に愛されて -

令和5年 12月2日(土)
令和6年 2月18日(日)

焼津市歴史民俗資料館
〒425-0071 静岡県焼津市三ツ名1550(焼津市文化センター内) 054-423-6847

入場無料

開館時間：9時～17時 休館日：月曜日(祝日の場合は翌平日)・年末年始

歴史民俗資料館 ホームページ

特別展 焼津と徳川Ⅱ
海蔵寺ものがたり
- 徳川と民に愛されて -

NHK大河ドラマ「どうする家康」の放送に合わせて、「焼津と徳川」をテーマとした特別展を開催します。第2部では、海蔵寺に残る徳川家ゆかりの寺宝や「小川地蔵信仰」を通して、徳川家と海蔵寺との関係や信仰を紹介します。

海蔵寺は、徳川家康や家康の十男頼宣(紀州徳川家初代)が深く信仰した寺院として知られています。そのため、江戸時代を通して徳川家より庇護を受け、特に紀州徳川家ゆかりの寺宝が多く残ります。

また「小川のお地蔵さん」とも呼ばれる御本尊が水難除けのお地蔵さんとして人々から親しまれ、広く信仰されています。今も市内を中心に海蔵寺から勧進されたお地蔵さんが数多く残り、地元の人々によって大切に祀られています。

徳川家からも民からも愛され、信仰された海蔵寺の魅力を探る寺宝とともにご覧ください。

海蔵寺の絵馬 焼津市指定文化財
田中城主高尾忠勝の影・尻尾忠知が奉納した絵馬。

海蔵寺の獅子 内厨子・守り本尊
焼津市指定文化財
徳川家康の十男頼宣が城主時代に寺に奉納した地蔵菩薩を納める獅子と内厨子。

徳川竹筒 焼津市指定文化財
徳川家康として伝わる竹筒。

徳川梅筒 焼津市指定文化財
徳川家康として伝わる梅筒。

※全て海蔵寺蔵
表紙写真：海蔵寺本堂(焼津市指定文化財)

特別展関連イベント 要申込
※詳しくはお問い合わせください
講演「焼津と深くかかわった徳川家康公 - 伝説の意義や背景を探る -」
講師 矢野和広さん (徳川幕府の歴史を専門とする)
日時 12月17日(日) 14:00～
場所 焼津文化会館会議室
講演会「海蔵寺と焼津市の美術工芸品 - 文化財の保護と伝承 -」
講師 白比野秀典さん (焼津市歴史民俗資料館)
日時 1月20日(土) 14:00～
場所 焼津文化会館会議室

焼津市歴史民俗資料館
〒425-0071 静岡県焼津市三ツ名1550
TEL 054-423-6847

特別展 焼津と徳川Ⅱ「海蔵寺ものがたり - 徳川と民に愛されて -」
開催期間 12月2日(土)～令和6年2月18日(日)

◆被災 70 年特別展「ヤイツ 1954 The Year of Fukuryu-Maru」
開催期間 令和 6 年 2 月 24 日（土）～ 6 月 30 日（日）

共同企画 都立第五福竜丸展示館・焼津市歴史民俗資料館

「ヤイツ 1954 The Year of Fukuryu-Maru」

2024年2月24日（土）
▶ 6月30日（日）

焼津市歴史民俗資料館
焼津市文化センター内
〒425-0071 焼津市三ツ名 1550
054-629-6847
【開館時間】9時～17時
【休館日】月曜日（祝日の場合は閉館、翌平日休館）
入館無料

中央の写真は「第五福竜丸事件」（焼津市対策本部訂正）の一部抜粋
写真は当館所蔵

ヤイツ1954
The Year of Fukuryu-Maru

あれから 70 年 —
昭和 29（1954）年 3 月 1 日、焼津のマクロー造船第五福竜丸が、ビキニ環礁北東の公海上でアメリカの水爆実験に遭遇しました。3 月 14 日以降船中の乗組員が曝露と診断され、水揚げされた魚から放射能が検出されたことが報道されると、焼津市内は騒然となり、未曾有の大混乱に陥ります。この騒動の年から 70 年、本展では、「1954 年」の焼津市にスポットを当て、「第五福竜丸の被災」をめぐる市の対策本部の記録や撮影された記録写真、新聞記事などから、当時の状況を振り返ります。また、同年 9 月に刊行された第五福竜丸の船長であった久保山亮吉さんが入院中に記した手記の一部として放射能検査の手帳も紹介します。当時を直接知る人が少なくなってきた今、混乱の中で再生へ向けて奮闘した人々の様子や、久保山さんのご家族への思いと平和への願いをご覧ください。

1954.1.22 第五福竜丸、焼津港を出発する。乗組員 23 名。
1.23 早稲、ビキニ環礁の北東の公海上で、アメリカの水爆実験に遭遇。
1.24 米原子力委員会が放射能実験を発表。
1.25 第五福竜丸、焼津港に帰港。乗組員は焼津の病院で診察を受ける。
1.26 乗組員のうち 7 名の東京病院で診察を受ける。
1.27 乗組員の東京の病院への移送が決定。外務省が焼津市に放射能禁止区域外と発表。焼津市議会に「第五福竜丸乗客対策特別委員会」を設置。
1.28 米政府が放射能禁止区域の拡大を発表。焼津市議会が「原子力を兵器として使用することの禁止」を要求する決議を国連に提出。
1.29 乗組員 21 名、静岡飛行機より米軍機で東京へ出発。
1.31 ストローク米原子力委員会委員長が 3 月 1 日の実験は水爆であり、第五福竜丸は危険海域指定区域外にいたと発表。外務省は危険区域外であったと反論。
2.1 政府が第五福竜丸の買上げを発表。
2.2 焼津駅乗組員一円完成。
2.23 厚生省が全国の都道府県知事に放射能汚染の調査と対策を指示。
2.24 厚労省研究費が 5 月 16 日から 21 日にかけこの水爆実験で放射能汚染された魚を凍結し、住民の食糧に提供することを発表。
2.25 第五福竜丸船内物品を凍結取り替え。船体を黒石川河口へ移動。
2.26 焼津市場完成。漁業協同組合事務所移転。
2.27 焼津開港場（焼津漁業協同組合事務所移転式）
2.28 中津まで、水揚げ報告対策市民大会が開かれる。
2.29 久保山亮吉さん死去。
2.30 久保山亮吉さんの漁民界が市議会で打ち付け。
2.31 久保山亮吉さん追悼漁民大会開催。
3.1 入院中の乗組員全員の一時帰郷が許可される。
3.2 小川町、豊田村、大高村、和田村が焼津市と合併。
3.23 1954.1.1

共同企画 都立第五福竜丸展示館 企画展
「水爆実験との遭遇から 70 年
第五福竜丸の航海と漁師たち（仮）」
会期 令和 6 年 7 月～9 月（予定）
会場 都立第五福竜丸展示館
焼津市三ツ名 2 丁目 1-1

焼津市歴史民俗資料館
〒425-0071 静岡県焼津市三ツ名 1550
TEL 054-629-6847
◇京東海道路線焼津駅下車
南口徒歩約 5 分（徒歩 5 分）
【文化センター前】下車
◇東名高速道路焼津 IC から約 10 分
無料駐車場完備

1 録画「第五福竜丸」上映会
開催日 令和 6 年 5 月 12 日（日）
所収 小澤正弘さん
会場 焼津文化会館小ホール

2 特別展開演式
開催日 令和 6 年 6 月 16 日（日）
講師 山本義典さん
会場 焼津文化会館会議室

ホームページ Instagram

4 文化財保護事業

1 埋蔵文化財の保護

令和5年度の埋蔵文化財調査は、開発行為に伴う24件の埋蔵文化財の調査を実施した。

内訳は、本発掘調査0件、確認調査0件、工事立会指示24件（文化財保護法第93、94条）である。工事立会では遺構、遺物は確認されなかった。

また、慎重工事指示は8件であった。

(1) 発掘調査

令和5年度は、遺構の概要を解明するための本発掘調査（文化財保護法第99条）は行われなかった。

(2) 確認調査

①文化財保護法第99条

確認箇所 なし

(3) 工事立会指示

①文化財保護法第93条

確認箇所 13遺跡 22箇所

確認結果 全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

(県遺跡登録番号順)

| 遺跡名 | 箇所 |
|-------|----|
| 赤塚遺跡 | 1件 |
| 落合遺跡 | 1件 |
| 風尾遺跡 | 1件 |
| 小川城遺跡 | 1件 |
| 塩津古墳群 | 1件 |
| 大覚寺遺跡 | 3件 |
| 堤添遺跡 | 2件 |
| 道場田遺跡 | 1件 |
| 中里遺跡 | 1件 |
| 花沢城跡 | 1件 |
| 藤守遺跡 | 2件 |
| 道添遺跡 | 1件 |
| 宮之腰遺跡 | 6件 |

②文化財保護法第94条

指示箇所 1遺跡 2箇所

(県遺跡登録番号順)

| 遺跡名 | 箇所 |
|-------|----|
| 宮之腰遺跡 | 2件 |

(4) 慎重工事指示

①文化財保護法第93条

指示箇所 4遺跡 6箇所

(県遺跡登録番号順)

| 遺跡名 | 箇所 |
|---------|----|
| 中港遺跡 | 1件 |
| 蛭田遺跡 | 1件 |
| 宮ノ久保古墳群 | 1件 |
| 宮之腰遺跡 | 3件 |

②文化財保護法第94条

確認箇所 1遺跡 2箇所

確認結果 全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

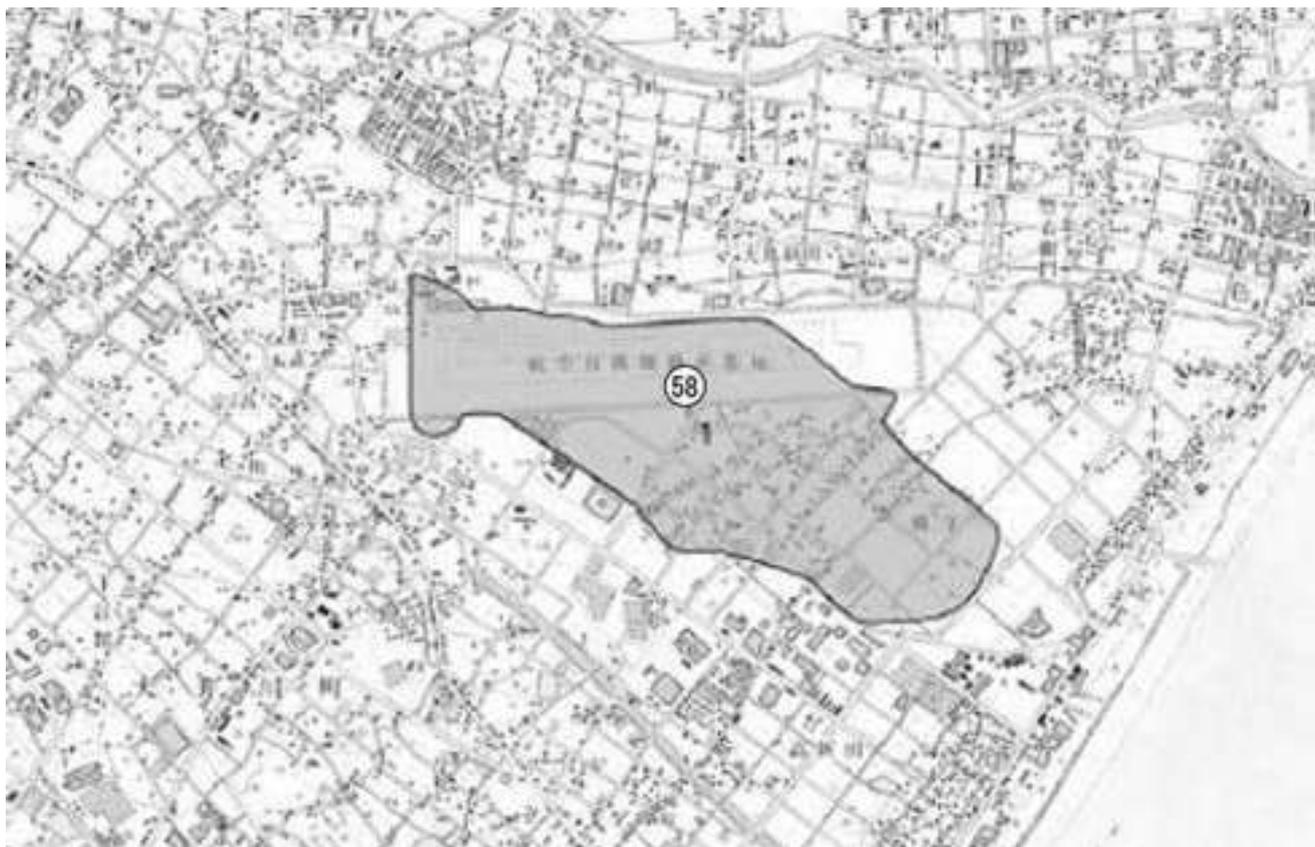
(県遺跡登録番号順)

| 遺跡名 | 箇所 |
|-------|----|
| 宮之腰遺跡 | 2件 |

埋蔵文化財包蔵地（焼津地区）



埋藏文化財包蔵地（大井川地区）



埋藏文化財包蔵地一覧

| 編 | 名称 | 時代 | 編 | 名称 | 時代 |
|------|-----------|-------|----|--------|-------|
| 1 | 数蓮山古墳 | 古墳(後) | 31 | 白山古墳群 | 古墳 |
| 2 | 新井ノ段遺跡 | 縄文 | 32 | 方ノ上遺跡 | 古墳・中世 |
| 3 | 野野古墳 | 古墳(後) | 33 | 石籠遺跡 | 古墳 |
| 4 | 吉澤古墳群 | 古墳(後) | 34 | 山崎古墳群 | 古墳 |
| 5 | 向山古墳群 | 古墳(後) | 35 | 結城東遺跡 | 奈良 |
| 6 | 北沢古墳群 | 古墳(後) | 36 | 中野遺跡 | 鎌倉 |
| 7 | 丹波古墳 | 古墳(後) | 37 | 高野遺跡 | 戦国 |
| 8 | 花畑古墳群 | 古墳(後) | 38 | 大塚井遺跡 | 古墳～近世 |
| 9 | 上野敷古墳群 | 古墳(後) | 39 | 塚古墳跡 | |
| 10 | 方ノ上城跡 | 近世 | 40 | 牛飼遺跡 | 奈良 |
| 11 | 方ノ上(七石)城跡 | 中世 | 41 | 中野北遺跡 | 奈良、古墳 |
| 12 | 方ノ上古墳 | 古墳(後) | 42 | 中野遺跡 | 奈良 |
| 13 | 宮原古墳群 | 古墳(後) | 43 | 井ノ木遺跡 | 縄文 |
| 14 | 下柳山古墳 | 古墳 | 44 | 境古墳跡 | 古墳・中世 |
| 15 | 宮吹谷古墳群 | 古墳(後) | 45 | 壺津古墳群 | 古墳(後) |
| 16 | 上ノ山古墳群 | 古墳 | 46 | 道下遺跡 | 古墳～近世 |
| 17 | 高崎古墳群 | 古墳 | 47 | 道原遺跡 | 古墳～近世 |
| 18 | 花沢城跡 | 戦国 | 48 | 姥川遺跡 | 奈良 |
| 19 | 保原(石)古墳群 | 古墳 | 49 | 宮之原遺跡 | 古墳～近世 |
| 19-2 | 保原(谷)遺跡 | 古墳～中世 | 50 | 南原古墳群 | 古墳～近世 |
| 20 | 奥原古墳群 | 古墳(後) | 51 | 須賀遺跡 | 古墳 |
| 21 | 山田原遺跡 | 中世 | 52 | 赤塚遺跡 | 古墳 |
| 22 | 高野古墳群 | 古墳(後) | 53 | 小塚山古墳跡 | 古墳 |
| 23 | 奥文白古墳 | 古墳 | 54 | 小塚山遺跡 | 古墳 |
| 24 | 宮本遺跡 | 古墳 | 55 | 道原川遺跡 | 奈良～近世 |
| 25 | 東海原古墳群 | 古墳 | 56 | 小川城遺跡 | 古墳～近世 |
| 26 | 宮ノ久保古墳群 | 古墳(後) | 57 | 高野川遺跡 | 奈良、古墳 |
| 27 | 宮沢古墳群 | 古墳 | 58 | 藤野遺跡 | 縄文～古墳 |
| 28 | 尻尾遺跡 | 奈良～中世 | 59 | 清水遺跡 | 奈良、奈良 |
| 29 | 雲山古墳 | 古墳 | 60 | 川中城跡 | 中世～近世 |
| 30 | 山崎古墳群 | 古墳 | | | |

2 文化財の保護・顕彰事業

(1) 文化財保護審議会の開催

焼津市文化財保護審議会の委員数は9人である。令和5年度は3回の審議会を開催した。

焼津市文化財保護審議会委員名簿

(任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日)

| | 氏名 | 分野 |
|-----|--------|---------|
| 会長 | 増田 俊彦 | 動植物 |
| 副会長 | 川口 円子 | 民俗 |
| 委員 | 八木 勝行 | 史跡・考古資料 |
| | 掛斐 洸 | 水産加工 |
| | 近藤 道子 | 郷土史 |
| | 新井 真 | 建造物 |
| | 外立 ますみ | 民俗 |
| | 矢澤 和宏 | 歴史地理・民俗 |
| | 油井 勝 | 地域史 |

審議会の開催と内容

| 開催日 | 内容 |
|-----------|--|
| 7月13日(木) | 【議事】 ①令和5年度事業計画について ②市指定文化財の指定解除について ③文化財保存活用地域計画の活用について ④田服部家住宅の文化財登録について |
| 12月22日(金) | 【議事】 ①文化財保存活用地域計画の進捗状況について ②焼津文化遺産フォーラムの開催について ③法華寺の仏像調査について |
| 2月14日(水) | 【議事】 ①令和5年度事業報告と令和6年度事業計画について ②焼津遺産登録制度について |

(2) 文化財保存活用地域計画関連事業

市では令和4年12月に国の認定を受けた『焼津市文化財保存活用地域計画』（以下、『地域計画』という。）に基づき、市内の文化財の保存と活用の推進を図っている。

令和5年度は新たに以下の2事業を実施した。なお、資料館事業のすべては『地域計画』に沿って実施されて

おり、文化財の保存・活用により地域振興、観光振興を図っていく計画となっている。

① 焼津遺産フォーラムの実施

『地域計画』では毎年度「焼津遺産フォーラム」を開催し、計画の進捗状況を確認するとともに、歴史文化の魅力を発信する事業を展開していくことになっている。

令和5年度は『地域計画』実施初年度にもあたるため、市内外に『地域計画』の今後の事業展開を周知するため、経済部商工観光課が11月5日(日)に開催した「魚(とと)フェス」と共催して、新港会場内で「焼津遺産フォーラム in 魚フェス」を実施した。

フォーラムでは、国重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」の披露に続き、市内文化財保存団体や歴史文化に関わる民間団体の代表によるトークセッションを行った。また、井伊家につながる歴史を周知するため、滋賀県彦根市のマスコットキャラクター「ひこにゃん」を招いたイベントも実施した。

このほか、会場内には中里倶楽部、ちよっくら焼津、焼津八丁櫓保存会のメンバーほか市民等と共催して、戦国期の焼津を中心としたパネルや八丁櫓模型の展示、ダンボール兜作りワークショップ、甲冑試着コーナー、紙芝居コーナーなどを設け、多くの来場者を得た。



② 市内文化財調査

『地域計画』の措置に基づき、市民と行政等が協働して市内の魅力的な未指定文化財を発見していく「焼津遺産発見事業」を展開した。令和5年度は市内9地区の公民館区において文化財調査に協力いただける方や団体に打診し、調査体制を整えた。

(3) 指定文化財等の保護及び顕彰

① 指定文化財等

市指定文化財 59件 (令和6年3月31日現在)

| 区分 | 件数 | 内容 |
|---------|----|----|
| 国指定文化財 | 42 | |
| 1 建造物 | 12 | |
| 2 美術工芸品 | 30 | |
| 絵巻 | 9 | |
| 彫刻 | 5 | |
| 工芸品 | 9 | |
| 書跡 | 2 | |
| 古文書 | 7 | |
| 歴史資料 | 1 | |
| 考古資料 | 1 | |
| 県指定文化財 | 3 | |
| 市指定文化財 | 3 | |
| 国選定文化財 | 7 | |
| 史跡 | 7 | |
| 史跡調査地 | 3 | |

その他指定文化財

| 区分 | 件数 |
|-------------------------|----|
| 国指定 重要文化財 | 2 |
| 県指定文化財 | 6 |
| 国選定 重要伝統的建造物群保存地区 | 1 |
| 国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 | 2 |
| 国の登録有形文化財(建造物) | 3 |

② しずおか遺産の認定

焼津市には今川氏に関連する魅力ある歴史文化が残っている。令和5年度に同じく今川氏に歴史を持つ近隣の藤枝市、島田市、静岡市とともに、「日本遺産」の静岡県版である「しずおか遺産」について協議した。静岡県文化財課のサポートのもと、「文武に秀でた今川一族 ～伝統を守る山西の地～」をタイトルとしたストーリーを作成し、令和6年1月22日に静岡県の認定を得た。今後は関係市と広域連携を図りつつ、当該ストーリーを活用した事業を展開し、観光交流人口の増加に資する計画である。



③ 環境整備事業(文化財清掃)

毎月2回程度、市内の史跡、遺跡等において、除草作業や通路の整備などを行っている。令和5年度については、計18回の文化財清掃を実施した。

実施場所は、兎沢古墳群、箕沢古墳群、笛吹段古墳群、石造り波除け堤防モニュメント、小泉八雲諷詠之碑(浜通り)、史跡「井伊直孝産湯の井」、石脇城跡、花沢城跡等である。令和5年度は関方地区の市指定文化財「山の神祭」の通路整備を新たに行った。



④ 環境整備事業（案内看板の修復）

令和5年度は、宮之腰遺跡の案内看板と則心寺の文化財説明看板を修復した。

⑤ 天然記念物（旭伝院のマツ）の消毒

焼津市指定天然記念物である旭伝院のマツ（焼津市保福島に所在）を害虫の被害から守るため、5月12日と6月13日の2回にわたり消毒作業の支援を行った。

旭伝院のマツは、樹齢600年と推定される大木で、樹高が20m以上あるため、中部電力パワーグリッド株式会社藤枝営業所の協力により、高所作業車を使用して作業を行った。



(4) 焼津市花沢伝統的建造物群保存地区

焼津市花沢地区では平成26年9月の国重要伝統的建造物群保存地区選定後、平成27年度から本格的な保存対策事業を実施している。令和5年度は1件の修理事業を実施した。

① 修理事業

令和5年度は、地区内の伝統的建造物である長屋門風の附属屋1棟の修理を実施し、地区内の歴史的景観の保存を図った。

② 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会

地区住民と学識経験者からなる焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会を3回、専門部会を2回を開催し、現状及び今後の保存対策事業に関する協議を行った。

焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会
開催回数 審議会3回（書面協議含む）、専門部会2回

| 開催日 | 内容 |
|----------|--|
| 7月16日(日) | 第1回審議会 【書面協議】 【報告・協議事項】 ・平成27年度から令和6年度以降の保存対策事業及び計画について |
| 1月21日(日) | 第2回審議会 【報告・協議事項】 ・令和5年度以前の保存対策事業について ・令和6年度以降の建造物修理等の計画について ・保存活用計画及び防災計画の策定について |
| 1月21日(日) | 第1回専門部会 【報告・協議事項】 ・令和5年度個人宅附属屋修理事業について ・令和6年度個人宅附属屋修理事業について(現地協議) |
| 3月10日(日) | 第3回審議会 【報告・協議事項】 ・令和6年度の修理事業について ・令和6年度以降の保存対策事業計画について ・保存活用計画の策定について |
| 3月10日(日) | 第2回専門部会 【協議事項】 ・令和6年度個人宅附属屋修理事業について(現地協議) |

(5) 花沢地区ビジターセンター管理運営事業

令和3年度より本格的に公開を始めた花沢地区ビジターセンターを活用する事業を推進した。施設の管理は地元花沢地区保存会に委託し、開館及び閉館に係る業務以外にも敷地内清掃などを実施している。

令和5年度は242日間開館し、17,630名が利用した。また、ビジターセンターを活用した焼津高等学校書道部の学生による書道パフォーマンスや三味線奏者のコンサート紹介映像撮影など、地区住民を含め様々な団体が利用した。



(6) 関係団体支援

① 獅子木遣り保存会

静岡県指定無形民俗文化財「焼津神社獅子木遣り」は、焼津神社例大祭中の8月13日に公開される。神輿渡御行列の先導として、青年に担がれた雌雄一対の獅子の運びに合わせ、手に錫杖を持った華やかな手古舞姿の少女たちが「木遣り歌」を歌いながら行列の道中を清めて歩く民俗行事である。

獅子木遣り保存会は獅子木遣りの維持保存と継承者の育成を目的に昭和53年に設立された。

新型コロナウイルスの影響で中止や規模を縮小しての開催が続いていたが、令和5年度は4年ぶりの通常開催となった。



② 藤守の田遊び保存会

国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」は、大井八幡宮（藤守）において毎年3月17日に実施される例年祭で、その年の豊穰と平和を祈願して行われる。藤守の田遊び保存会は、田遊びの保存を図るとともに、住民文化の振興に寄与し、明るい市の発展に役立てることを目的に昭和37年より活動している。令和6年3月17日の公開事業は、5年ぶりに、全ての演目を行った。

なお、「藤守の田遊び伝承館」では、毎月第3日曜日の特別公開をはじめ、団体見学などに対応する公開を実施している。

(7) 文化財保護助成事業

① 国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」保存伝承事業への補助金交付

| | |
|------|---|
| 事業者 | 藤守の田遊び保存会 |
| 事業名 | 重要無形民俗文化財藤守の田遊び保存伝承等事業 |
| 事業内容 | 重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」保存伝承及び公開事業等の実施 (ア) 保存伝承事業(公開事業、保存伝承活動) (イ) 伝承館公開運営事業(伝承館の運営) |
| 実施期間 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 |
| 総事業費 | 1,707,222円 |
| 補助金額 | 500,000円 |



② 焼津市指定文化財「永豊寺の山門」修復事業への補助金交付

| | |
|------|--|
| 事業者 | 宗教法人永豊寺 |
| 事業名 | 焼津市指定文化財「永豊寺の山門」修復事業 |
| 事業内容 | 焼津市指定有形文化財(建造物)である「永豊寺の山門」の傷みの激しくなった部材及び茅葺屋根の修復を実施 |
| 実施期間 | 令和5年4月5日～令和5年7月21日 |
| 総事業費 | 2,574,000円 |
| 補助金額 | 1,287,000円 |



3 指定文化財一覧 (令和6年3月31日現在)

国指定重要文化財

| 種類 | 名 称 | 所在地 | 管理者等 | 指定年月日 |
|----|-----------------------------------|-----|-----------|------------|
| 絵画 | けんぼんぼくがたんさいるようだるまざ 絹本墨画淡彩芦葉達磨図 | 一色 | 成道寺 | 平成7年6月15日 |
| 民俗 | ふじもり たあそ 藤守の田遊び | 藤守 | 藤守の田遊び保存会 | 昭和52年5月17日 |

国選定 重要伝統的建造物群保存地区

| 種類 | 名 称 | 所在地 | 選定年月日 |
|-----|-------------------|---------------|------------|
| 重伝建 | やいづしはなざわ 焼津市花沢 | 花沢、吉津及び野秋の各一部 | 平成26年9月18日 |

国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

| 種類 | 名 称 | 所在地 | 管理者等 | 選定年月日 |
|----|--------------------|-------|-----------|------------|
| 民俗 | ふじもり たあそ 藤守の田遊び | 藤守 | 藤守の田遊び保存会 | 昭和46年4月21日 |
| | 焼津神社の獅子木遣りと神ころがし | 焼津2丁目 | 焼津神社 | 昭和53年12月8日 |

国の登録有形文化財

| 種類 | 名 称 | 所在地 | 管理者等 | 登録年月日 |
|-----|----------------------------------|-----|------|------------|
| 建築物 | はらだけじゅうたく 原田家住宅（主屋、文庫蔵、表門の3棟） | 浜当目 | 個人 | 平成30年3月27日 |

県指定重要文化財

| 種類 | 名 称 | 所在地 | 管理者等 | 指定年月日 |
|----|-----------------------------------|-------|----------|-------------|
| 彫刻 | もくぞうしやうかんのりゆうぞう 木造聖観音立像 | 花沢 | 法華寺 | 昭和33年4月15日 |
| | もくぞうせんじゆかんのんぼさつりゆうぞう 木造手観音菩薩立像 | 花沢 | 法華寺 | 令和6年1月16日 |
| 工芸 | 太刀 銘「びぜんおさふねながよし」 備前長船長義 | 焼津5丁目 | 個人 | 昭和31年10月17日 |
| | 太刀 銘「びしゅうおさふねじゆうなりいえ」 備州長船住成家 | 〃 | 個人 | 昭和33年4月15日 |
| | 太刀 銘「かげつぐ」 景次 | 〃 | 個人 | 昭和38年12月27日 |
| 民俗 | 焼津神社獅子木遣り | 焼津2丁目 | 獅子木遣り保存会 | 昭和53年3月24日 |

市指定文化財

| 種類 | 名 称 | 所在地 | 管理者等 | 指定年月日 |
|-----|--------------------------|--------|------|------------|
| 建築物 | ほっけじ 法華寺の仁王門 | 花沢 | 法華寺 | 昭和42年12月4日 |
| | りんそういん きやうぞう 林叟院の経蔵 | 坂本 | 林叟院 | 昭和42年12月4日 |
| | かいぞうじ ほんぞんずし 海蔵寺の本尊厨子 | 東小川6丁目 | 海蔵寺 | 昭和46年10月1日 |
| | りんそういん しょうろう 林叟院の鐘楼 | 坂本 | 林叟院 | 昭和47年5月17日 |
| | おおいじんじや ほんでん 大井神社の本殿 | 保福島 | 大井神社 | 昭和51年6月2日 |
| | えいほうじ さんもん 永豊寺の山門 | 西小川3丁目 | 永豊寺 | 昭和60年2月21日 |

| 種類 | 名 称 | 所在地 | 管理者等 | 指定年月日 |
|-----|--|----------|----------------|-------------------|
| 建造物 | こうしゅうじ いしとうろう 香集寺の石燈籠 | 浜当目 | 香集寺（弘徳院） | 昭和 61 年 9 月 30 日 |
| | なへじんじゃ じょうやとう 那閉神社の常夜燈 | 浜当目 3 丁目 | 那閉神社 | 昭和 61 年 9 月 30 日 |
| | りんぞういん ほうきよういんとう 林叟院の宝篋印塔 | 坂本 | 林叟院 | 昭和 61 年 9 月 30 日 |
| | じょうどうじ ほうきよういんとう 成道寺の宝篋印塔 | 一色 | 成道寺 | 昭和 61 年 9 月 30 日 |
| | わかみやほちまんぐう いしばし 若宮八幡宮の石橋 | 中里 | 若宮八幡宮 | 平成 17 年 10 月 20 日 |
| | かいぞうじほんどう 海蔵寺本堂 | 東小川 | 海蔵寺 | 平成 27 年 11 月 4 日 |
| 絵画 | こうとくいん えま 弘徳院の絵馬 | 浜当目 3 丁目 | 弘徳院（歴史民俗資料館） | 昭和 47 年 5 月 17 日 |
| | こうしゅうじ 香集寺の絵馬 | 〃 | 弘徳院（歴史民俗資料館） | 昭和 47 年 5 月 17 日 |
| | ちやうとくじごうてんじやう 長徳寺格天井の絵 | 飯淵 | 長徳寺 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | にほんぜんしやうせんまんねん の ず 日本全勝千万年之図 | 下小杉 | 則心寺 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | かいぞうじ 海蔵寺の絵馬 | 東小川 6 丁目 | 海蔵寺 | 平成 9 年 9 月 30 日 |
| | いっぺんしやうにんえんぎえ だんかん 「一遍上人縁起絵」断簡 | 〃 | 海蔵寺 | 平成 17 年 10 月 20 日 |
| 彫刻 | だいにちどう きつしやうてんぞう 大日堂の吉祥天像 | 石脇下 | 大日堂（歴史民俗資料館） | 昭和 42 年 12 月 4 日 |
| | だいにちどう ふどうみやうおうぞう 大日堂の不動明王像 | 〃 | 大日堂（歴史民俗資料館） | 昭和 42 年 12 月 4 日 |
| | ほうしやくじ じぞうぼさつぞう 宝積寺の地藏菩薩像 | 石脇下 | 宝積寺 | 昭和 47 年 11 月 28 日 |
| | せいがんじ こうぼうだいしぞう 勢岩寺の弘法大師像 | 石脇下 | 勢岩寺（歴史民俗資料館） | 昭和 48 年 6 月 23 日 |
| | ふどうみやうおうりゆうぞう 不動明王立像 | 飯淵 | 長徳寺 | 昭和 62 年 2 月 12 日 |
| 工芸品 | いいのやじんじゃ ろくけいきやう 猪之谷神社の六鈴鏡 | 関方 | 猪之谷神社（歴史民俗資料館） | 昭和 41 年 9 月 21 日 |
| | じょうどうじ ひやくまんとう 成道寺の百萬塔 | 一色 | 成道寺 | 昭和 41 年 9 月 21 日 |
| | こうしんじ きりん しょう 光心寺の麒麟の笙 | 東小川 1 丁目 | 光心寺（歴史民俗資料館） | 昭和 42 年 5 月 9 日 |
| | かいぞうじ ず し 海蔵寺の厨子 つけたり ずしないのうにゆうひん 附 厨子内納入品 一、内厨子 一、守り本尊 | 東小川 6 丁目 | 海蔵寺 | 昭和 44 年 12 月 17 日 |
| | わにぐち 鱈口 | 利右衛門 | 利右衛門自治会 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | ていぜんいん わにぐち 貞善院の鱈口 | 焼津 6 丁目 | 貞善院 | 昭和 53 年 1 月 21 日 |
| | ふもんじ はんしやう 普門寺の半鐘 | 焼津 6 丁目 | 普門寺 | 昭和 53 年 1 月 21 日 |
| | おおみやり めいながよしざく 大身檜 銘長吉作 | 東小川 5 丁目 | 熊野神社（歴史民俗資料館） | 平成 27 年 7 月 24 日 |

| 種類 | 名 称 | 所在地 | 管理者等 | 指定年月日 |
|--------------------------|---|---------|----------------|-------------|
| 書跡 | へんがく じょうふざん 扁額「静富山」 | 下小杉 | 則心寺 | 昭和49年10月30日 |
| | わかみやほちまんぐう むなふだ 若宮八幡宮の棟札 | 中里 | 若宮八幡宮(歴史民俗資料館) | 昭和53年9月1日 |
| 古文書 | かけがわじょうしゅやまうちかずとよ ほんもつ 掛川城主山内一豊の判物 | 中島 | 盤石寺 | 昭和49年10月30日 |
| | いまがわよしもとはんもつ 今川義元判物 | 利右衛門 | 利右衛門自治会 | 平成15年4月4日 |
| | さかもとさだつぐ こまいかつもりれんしよじょう 坂本貞次・駒井勝盛連署状 | 石脇下 | 原川弘治 | 平成19年10月26日 |
| | とくがわいえやすしゆいんじょう 徳川家康朱印状 | 浜当目1丁目 | 原田令嗣 | 平成19年10月26日 |
| | いまがわうじざねしゆいんじょう 今川氏真朱印状 | 焼津2丁目 | 焼津神社 | 平成19年10月30日 |
| | りょうかたもうしあわせじょうほうのこと 獵方申合定法之事 | 北浜通 | 個人 | 平成27年11月4日 |
| | りょうかたきていとりきめのこと 漁方規定取極之事 | 大村2丁目 | 個人(歴史民俗資料館) | 平成27年11月4日 |
| 歴史資料 | かいぞうじ みとちよう 海蔵寺の御戸帳 | 東小川6丁目 | 海蔵寺 | 平成3年2月27日 |
| 考古資料 | こふかだがたせきせいた かざ 小深田型石製垂れ飾り | 三ヶ名 | 焼津市 | 平成18年12月26日 |
| 有形民俗文化財 | よこやまくろうえもん 横山九郎右衛門 ろくじゅうろくぶかいこくかんけいしりょう 六十六部廻国関係資料 | 下小杉 | 個人 | 平成31年4月19日 |
| | やざわひょうざぶろう 谷澤兵三郎の ろくじゅうろくぶかいこくかんけいしりょう 六十六部廻国関係資料 | 下小杉 | 個人 | 平成31年4月19日 |
| | のりづきさぶろうひょうえ 法月三郎兵衛の ろくじゅうろくぶかいこくかんけいしりょう 六十六部廻国関係資料 | 三ヶ名 | 焼津市 | 平成31年4月19日 |
| 無形民俗 | やま かみまつり 山の神祭 | 関方地区 | 山の神祭保存会 | 昭和41年9月21日 |
| 無形文化財 | やいづかつおふせいぞうぎじゆつ 焼津鯉節製造技術 | 焼津5丁目 | 焼津鯉節伝統技術研鑽会 | 平成17年3月10日 |
| | きゆうどうぐせいざくぎじゆつ 弓道具製作技術 | 東小川6丁目 | 個人(矢製作) | 平成18年12月26日 |
| | | 東小川5丁目 | 個人(弓懸製作) | |
| | | 惣右衛門 | 個人(巻藁製作) | |
| やいづがさせいざくぎじゆつ 焼津笠製作技術 | 焼津6丁目 | 個人(骨組み) | 平成19年10月26日 | |

| 種類 | 名 称 | 所在地 | 管理者等 | 指定年月日 |
|-------|---|------|---------|-------------------|
| 史跡 | きゅうさがらかいどうあと 旧 相良街道跡 | 上新田 | 個人 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | えんえいぼうあと 円永坊跡 | 利右衛門 | 利右衛門自治会 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | ふくしゅうざんだいまんじあと 福翁山大満寺跡 | 下江留 | 下江留自治会 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | ひやくかまちだあと 百ヶ間地田跡 | 上新田 | | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | しずはまむらほかに か そんくみあいりつしずはまこうとう 静浜村外二ヶ村組合立静浜高等 しょうがっこうあと 小学校跡 | 宗高 | 個人 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | とくがわいえやすこうしょうぎ す あと 徳川家康公床机据え跡 | 宗高 | 個人 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | い いなおたかうぶゆ い 井伊直孝産湯の井 | 中里 | 焼津市 | 平成 25 年 9 月 6 日 |
| 天然記念物 | いいのやじんじや 猪之谷神社のナギの木 | 関方 | 猪之谷神社 | 昭和 44 年 12 月 17 日 |
| | がりゆう 臥竜のマツ | 保福島 | 個人 | 昭和 47 年 5 月 17 日 |
| | ぎよくでんいん 旭伝院のマツ | 保福島 | 旭伝院 | 昭和 47 年 5 月 17 日 |

5 利用者統計資料

1 令和5年度利用者状況

(1) 令和5（2023）年度 利用者内訳

(単位：人)

| 利用者内訳 | 常設展示室 | 館外展示 | 講座・講演会 | 体験学習他 |
|-------|--------|-------|--------|-------|
| 利用者 | 25,957 | 1,129 | 1,050 | 6,754 |

(2) 令和5（2023）年度 常設展示室入館者数

(単位：人)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 開館日数 | 26 | 26 | 26 | 16 | 27 | 22 | 26 | 23 | 23 | 24 | 21 | 27 | 287 |
| 小人 | 934 | 650 | 350 | 1,037 | 2,021 | 537 | 343 | 269 | 302 | 263 | 459 | 408 | 7,573 |
| 大人 | 1,104 | 1,295 | 770 | 1,599 | 2,820 | 2,134 | 2,365 | 2,270 | 982 | 936 | 901 | 1,208 | 18,384 |
| 計 | 2,038 | 1,945 | 1,120 | 2,636 | 4,241 | 2,671 | 2,708 | 2,539 | 1,284 | 1,199 | 1,360 | 1,616 | 25,957 |
| 日平均 | 小人 | 36 | 25 | 13 | 65 | 75 | 24 | 13 | 12 | 11 | 22 | 15 | 26 |
| | 大人 | 42 | 50 | 30 | 100 | 104 | 97 | 91 | 43 | 39 | 43 | 45 | 64 |
| | 計 | 78 | 75 | 43 | 165 | 179 | 121 | 104 | 110 | 56 | 50 | 65 | 90 |

(3) 令和5（2023）年度 常設展示室入場者曜日別統計

(単位：人)

| | 月曜日 | | | | 火曜日 | | | | 水曜日 | | | | 木曜日 | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-------|-------|
| | 日数 | 小人 | 大人 | 計 | 日数 | 小人 | 大人 | 計 | 日数 | 小人 | 大人 | 計 | 日数 | 小人 | 大人 | 計 |
| 4月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 13 | 67 | 80 | 4 | 204 | 56 | 260 | 4 | 35 | 72 | 107 |
| 5月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 12 | 85 | 97 | 5 | 132 | 193 | 325 | 4 | 71 | 140 | 211 |
| 6月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 117 | 77 | 194 | 4 | 47 | 94 | 141 | 5 | 3 | 66 | 69 |
| 7月 | 1 | 68 | 115 | 183 | 1 | 95 | 107 | 202 | 2 | 62 | 89 | 151 | 2 | 65 | 93 | 158 |
| 8月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 326 | 400 | 726 | 5 | 248 | 350 | 598 | 5 | 282 | 417 | 699 |
| 9月 | 1 | 28 | 205 | 233 | 2 | 9 | 131 | 140 | 3 | 27 | 344 | 271 | 3 | 3 | 200 | 203 |
| 10月 | 1 | 9 | 38 | 47 | 4 | 26 | 169 | 195 | 4 | 24 | 400 | 424 | 4 | 11 | 310 | 321 |
| 11月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 59 | 103 | 162 | 4 | 6 | 113 | 119 | 4 | 39 | 121 | 160 |
| 12月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 24 | 141 | 165 | 4 | 36 | 124 | 160 | 4 | 42 | 128 | 170 |
| 1月 | 1 | 29 | 55 | 84 | 3 | 1 | 58 | 59 | 4 | 9 | 101 | 110 | 4 | 29 | 118 | 147 |
| 2月 | 1 | 53 | 50 | 103 | 2 | 6 | 79 | 85 | 3 | 5 | 64 | 69 | 4 | 40 | 160 | 209 |
| 3月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 41 | 97 | 138 | 4 | 26 | 204 | 230 | 4 | 18 | 71 | 89 |
| 計 | 5 | 187 | 463 | 650 | 41 | 729 | 1,514 | 2,243 | 46 | 826 | 2,032 | 2,858 | 47 | 647 | 1,896 | 2,543 |
| 日平均 | | 37 | 93 | 130 | | 18 | 37 | 55 | | 18 | 44 | 62 | | 14 | 40 | 54 |

| | 金曜日 | | | | 土曜日 | | | | 日曜日 | | | |
|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| | 日数 | 小人 | 大人 | 計 | 日数 | 小人 | 大人 | 計 | 日数 | 小人 | 大人 | 計 |
| 4月 | 4 | 15 | 45 | 60 | 5 | 204 | 291 | 495 | 5 | 463 | 573 | 1,036 |
| 5月 | 4 | 101 | 167 | 268 | 4 | 179 | 277 | 456 | 4 | 155 | 433 | 588 |
| 6月 | 5 | 9 | 70 | 79 | 4 | 114 | 182 | 296 | 4 | 60 | 281 | 341 |
| 7月 | 2 | 129 | 218 | 347 | 4 | 322 | 416 | 738 | 4 | 296 | 561 | 851 |
| 8月 | 4 | 285 | 379 | 664 | 4 | 489 | 652 | 1,141 | 4 | 391 | 622 | 1,013 |
| 9月 | 4 | 14 | 276 | 290 | 5 | 217 | 645 | 862 | 4 | 239 | 433 | 672 |
| 10月 | 4 | 16 | 219 | 235 | 4 | 95 | 558 | 653 | 5 | 162 | 671 | 833 |
| 11月 | 4 | 26 | 135 | 161 | 4 | 65 | 574 | 639 | 4 | 74 | 1,224 | 1,298 |
| 12月 | 3 | 26 | 87 | 113 | 4 | 108 | 233 | 341 | 4 | 66 | 269 | 335 |
| 1月 | 4 | 28 | 142 | 170 | 4 | 74 | 194 | 268 | 4 | 93 | 268 | 361 |
| 2月 | 3 | 125 | 65 | 190 | 4 | 148 | 301 | 449 | 4 | 73 | 182 | 255 |
| 3月 | 5 | 49 | 155 | 204 | 5 | 119 | 295 | 414 | 5 | 155 | 386 | 541 |
| 計 | 46 | 823 | 1,958 | 2,781 | 51 | 2,134 | 4,618 | 6,752 | 51 | 2,227 | 5,903 | 8,130 |
| 日平均 | | 18 | 43 | 60 | | 42 | 91 | 132 | | 44 | 116 | 159 |

2 履 歴

(1) 年度別利用者統計

(単位：人)

| 年度 | | 利用者総数 | 利 用 内 訳 | | |
|--------|--------|--------|---------|--------|-----------|
| | | | 常設展示室 | 外部講習会等 | 講演会・体験学習等 |
| 昭和60年 | (1985) | 38,139 | 35,253 | 1,899 | 987 |
| 昭和61年 | (1986) | 35,450 | 27,111 | 6,823 | 1,516 |
| 昭和62年 | (1987) | 31,139 | 26,988 | 2,982 | 1,169 |
| 昭和63年 | (1988) | 23,888 | 19,045 | 3,977 | 866 |
| 平成元年 | (1989) | 28,176 | 20,139 | 7,414 | 623 |
| 平成 2年 | (1990) | 24,848 | 19,781 | 4,147 | 920 |
| 平成 3年 | (1991) | 22,350 | 17,462 | 4,081 | 807 |
| 平成 4年 | (1992) | 21,286 | 16,955 | 3,554 | 777 |
| 平成 5年 | (1993) | 28,484 | 20,251 | 6,652 | 1,581 |
| 平成 6年 | (1994) | 34,706 | 18,378 | 15,064 | 1,264 |
| 平成 7年 | (1995) | 36,432 | 19,609 | 15,917 | 906 |
| 平成 8年 | (1996) | 23,277 | 15,891 | 6,654 | 732 |
| 平成 9年 | (1997) | 22,057 | 15,160 | 6,118 | 779 |
| 平成 10年 | (1998) | 25,919 | 14,194 | 10,600 | 1,125 |
| 平成 11年 | (1999) | 19,688 | 13,667 | 5,080 | 941 |
| 平成 12年 | (2000) | 15,858 | 11,302 | 3,748 | 808 |
| 平成 13年 | (2001) | 17,226 | 12,932 | 3,689 | 605 |
| 平成 14年 | (2002) | 17,833 | 13,242 | 2,316 | 2,275 |
| 平成 15年 | (2003) | 21,642 | 13,596 | 2,282 | 5,764 |
| 平成 16年 | (2004) | 19,320 | 11,457 | 3,915 | 3,948 |
| 平成 17年 | (2005) | 28,953 | 11,065 | 13,085 | 4,803 |
| 平成 18年 | (2006) | 18,024 | 10,395 | 2,218 | 5,411 |
| 平成 19年 | (2007) | 16,983 | 11,479 | 1,227 | 4,277 |
| 平成 20年 | (2008) | 17,238 | 13,346 | 433 | 3,459 |
| 平成 21年 | (2009) | 17,419 | 12,451 | 920 | 4,048 |
| 平成 22年 | (2010) | 28,951 | 15,406 | 10,529 | 3,016 |
| 平成 23年 | (2011) | 16,222 | 12,650 | 536 | 3,036 |
| 平成 24年 | (2012) | 18,482 | 14,469 | 1,506 | 2,507 |
| 平成 25年 | (2013) | 17,215 | 14,171 | 199 | 2,845 |
| 平成 26年 | (2014) | 15,464 | 12,550 | 208 | 2,706 |
| 平成 27年 | (2015) | 17,817 | 15,103 | 102 | 2,612 |

| 年度 | | 利用者総数 | 利用内訳 | | |
|--------|--------|---------|---------|---------|-----------|
| | | | 常設展示室 | 外部組織等 | 講演会・体験学習等 |
| 平成 28年 | (2016) | 16,992 | 14,469 | 214 | 2,309 |
| 平成 29年 | (2017) | 16,922 | 14,371 | 160 | 2,391 |
| 平成 30年 | (2018) | 17,243 | 15,123 | 171 | 1,949 |
| 令和元年 | (2019) | 17,914 | 15,586 | 192 | 2,136 |
| 令和2年 | (2020) | 10,262 | 8,844 | 124 | 1,294 |
| 令和3年 | (2021) | 13,851 | 12,160 | 61 | 1,630 |
| 令和4年 | (2022) | 16,725 | 11,852 | 307 | 4,566 |
| 令和5年 | (2023) | 34,749 | 25,957 | 1,129 | 7,663 |
| 計 | | 865,144 | 623,860 | 150,233 | 91,051 |

※ クイズラリーは、平成 23 年度より通年開催。

※ 「体験教室等」には、令和元年度からールデンウィーク特別イベントを含む。

※ 「公開講座等」に令和 3 年度より古文書講座を含む※令和 4 年度より「伝統文化子ども教室」の参加者は保護者も含む。

(2) 講演会・体験学習等利用者

| 年度 | 講演会 | | 公開講演等 | | 体験学習 | | | | | | 出張講座・説明会等 | | 映画会 | | 計 | |
|--------------|-----|-------|-------|--------|------|--------|-----|-------|----|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 回 | 人数 | 回 | 人数 | 回 | 人数 | 回 | 人数 | 回 | 人数 | 回 | 人数 | 回 | 人数 | | |
| 1985年(昭和60年) | 1 | 120 | 26 | 567 | | | 3 | 300 | | | | | | | 30 | 987 |
| 1986年(昭和61年) | 2 | 180 | 52 | 669 | | | 3 | 667 | | | | | | | 57 | 1,516 |
| 1987年(昭和62年) | 3 | 340 | 36 | 670 | 1 | 50 | 5 | 109 | | | | | | | 45 | 1,169 |
| 1988年(昭和63年) | 4 | 365 | 22 | 471 | 1 | 30 | | | | | | | | | 27 | 866 |
| 1989年(平成元年) | 2 | 175 | 10 | 216 | 5 | 182 | | | | | | 1 | 50 | 18 | 623 | |
| 1990年(平成2年) | 2 | 185 | 6 | 150 | 5 | 59 | 4 | 49 | | | | 3 | 477 | 20 | 920 | |
| 1991年(平成3年) | 3 | 205 | 8 | 182 | 9 | 120 | 1 | 35 | | | | 5 | 265 | 26 | 807 | |
| 1992年(平成4年) | 3 | 150 | 7 | 266 | 10 | 132 | 1 | 52 | | | | 5 | 177 | 26 | 777 | |
| 1993年(平成5年) | 2 | 196 | 10 | 420 | 8 | 150 | 2 | 37 | | | | 14 | 778 | 36 | 1,581 | |
| 1994年(平成6年) | 2 | 156 | 8 | 326 | 8 | 152 | 1 | 38 | | | | 8 | 592 | 27 | 1,264 | |
| 1995年(平成7年) | 3 | 287 | 7 | 264 | 4 | 83 | | | | | | 4 | 272 | 18 | 906 | |
| 1996年(平成8年) | 2 | 176 | 8 | 387 | 11 | 127 | 1 | 42 | | | | | | 22 | 732 | |
| 1997年(平成9年) | 2 | 200 | 7 | 400 | 7 | 143 | 1 | 36 | | | | | | 17 | 779 | |
| 1998年(平成10年) | 2 | 240 | 8 | 456 | 19 | 392 | 1 | 37 | | | | | | 30 | 1,125 | |
| 1999年(平成11年) | 2 | 240 | 6 | 432 | 6 | 259 | 1 | 10 | | | | | | 15 | 941 | |
| 2000年(平成12年) | 4 | 341 | 4 | 211 | 10 | 256 | | | | | | | | 18 | 808 | |
| 2001年(平成13年) | 2 | 217 | 5 | 259 | 11 | 112 | 1 | 17 | | | | | | 19 | 605 | |
| 2002年(平成14年) | 2 | 189 | 5 | 246 | 8 | 118 | 1 | 31 | 4 | 1,691 | | | | 20 | 2,275 | |
| 2003年(平成15年) | 3 | 295 | 1 | 96 | 10 | 345 | 6 | 116 | 6 | 4,912 | | | | 26 | 5,764 | |
| 2004年(平成16年) | 2 | 217 | 2 | 136 | 9 | 368 | 5 | 94 | 6 | 2,766 | | 1 | 367 | 25 | 3,948 | |
| 2005年(平成17年) | 4 | 381 | 2 | 97 | 8 | 398 | 5 | 152 | 7 | 2,689 | | 6 | 1,086 | 32 | 4,803 | |
| 2006年(平成18年) | 2 | 189 | 3 | 214 | 15 | 462 | 5 | 187 | 6 | 3,714 | | 3 | 645 | 34 | 5,411 | |
| 2007年(平成19年) | 3 | 319 | 2 | 166 | 14 | 481 | 3 | 86 | 4 | 2,792 | | 3 | 433 | 29 | 4,277 | |
| 2008年(平成20年) | 2 | 185 | 4 | 329 | 13 | 383 | 2 | 28 | 5 | 2,534 | | | | 26 | 3,459 | |
| 2009年(平成21年) | 4 | 337 | 1 | 60 | 13 | 431 | 2 | 42 | 3 | 2,562 | | 3 | 616 | 26 | 4,048 | |
| 2010年(平成22年) | 3 | 304 | 3 | 249 | 13 | 505 | | | 3 | 1,958 | | | | 22 | 3,016 | |
| 2011年(平成23年) | 3 | 226 | 2 | 136 | 11 | 520 | 3 | 68 | 1 | 1,937 | 4 | 149 | | 24 | 3,036 | |
| 2012年(平成24年) | 4 | 340 | | | 7 | 196 | 5 | 92 | 1 | 1,563 | 4 | 316 | | 21 | 2,507 | |
| 2013年(平成25年) | 2 | 190 | 1 | 60 | 6 | 168 | 2 | 37 | 1 | 2,214 | 6 | 176 | | 18 | 2,845 | |
| 2014年(平成26年) | 3 | 295 | 4 | 244 | 6 | 159 | 7 | 248 | 1 | 1,506 | 5 | 254 | | 26 | 2,706 | |
| 2015年(平成27年) | 2 | 189 | 4 | 321 | 8 | 316 | 6 | 110 | 1 | 1,385 | 7 | 291 | | 28 | 2,612 | |
| 2016年(平成28年) | 2 | 513 | 3 | 211 | 7 | 231 | 4 | 72 | 1 | 968 | 8 | 314 | | 25 | 2,309 | |
| 2017年(平成29年) | 2 | 189 | 1 | 97 | 7 | 225 | 5 | 104 | 1 | 1,266 | 13 | 510 | | 29 | 2,391 | |
| 2018年(平成30年) | 1 | 71 | 4 | 307 | 7 | 261 | 4 | 63 | 1 | 948 | 9 | 299 | | 26 | 1,949 | |
| 2019年(令和元年) | 1 | 82 | 3 | 193 | 8 | 1,026 | 3 | 44 | 1 | 583 | 6 | 208 | | 22 | 2,136 | |
| 2020年(令和2年) | 1 | 134 | 2 | 83 | 5 | 130 | 3 | 41 | 1 | 796 | 4 | 110 | | 16 | 1,294 | |
| 2021年(令和3年) | | | 3 | 136 | 2 | 63 | 4 | 63 | 1 | 1,630 | 9 | 460 | | 19 | 2,352 | |
| 2022年(令和4年) | | | 21 | 275 | 12 | 1,348 | 8 | 154 | 1 | 2,225 | 9 | 564 | | 51 | 4,566 | |
| 2023年(令和5年) | 1 | 360 | 23 | 690 | 10 | 1,675 | 9 | 188 | 1 | 4,372 | 10 | 519 | | 54 | 7,804 | |
| 計 | 88 | 8,778 | 324 | 10,692 | 314 | 11,977 | 117 | 3,449 | 57 | 47,011 | 94 | 4,170 | 56 | 5,758 | 1,050 | 91,835 |

※1 平成18年度までは特別展・企画展等は概ね常設展示室以外の会場で開催している。平成18年度途中から歴史民俗資料館主催の企画展は主に常設展示室内で開催している。

※2 「常設展示室」の利用者数には常設展示室内で開催した企画展等の入場者を含む。

※3 「外部展覧会等」の利用者数は常設展示室以外の会場で開催した展覧会等の入場者数である。館外展示、大井川民俗資料保管庫一般公開等のほか、焼津市文化財愛護倶楽部(旧焼津市文化財保存協会。平成25年度を以て解散。)と共同開催の郷土資料展(平成24年度の開催が最終)の入場者数を含む。

(3) 特別展・企画展開催履歴

① 特別展開催履歴

| 年度 | 名称 | 期間 | 入場者数 |
|-------|--|--------------------|--------|
| 昭和60年 | 開館記念特別展 古代静岡考古遺宝展 | 昭和61年3月2日～3月30日 | 1,294 |
| 昭和61年 | 開館1周年記念特別展 小泉八雲展 | 昭和61年7月22日～8月31日 | 3,232 |
| 昭和62年 | 第3回特別展 大昔の漁 | 昭和62年11月19日～12月13日 | 1,528 |
| 昭和63年 | 第4回特別展 日本農耕文化の黎明 | 昭和63年8月30日～10月10日 | 2,253 |
| 平成元年 | 第5回特別展 郷土の算学者 古谷道生 | 平成元年7月22日～8月22日 | 3,781 |
| 平成2年 | 第6回特別展 小泉八雲展 | 平成2年9月24日～10月3日 | 1,624 |
| 平成3年 | 第7回特別展 維新前夜－益頭駿次郎と村松文三－ | 平成3年7月20日～8月28日 | 1,399 |
| 平成4年 | 第8回特別展 漁業のあゆみ | 平成4年7月17日～8月27日 | 1,582 |
| 平成5年 | 第9回特別展 以心伝心－通信発達史－ | 平成5年8月13日～9月5日 | 831 |
| 平成6年 | 第10回特別展 第五福龍丸－それは平和への願い－ | 平成6年8月19日～9月16日 | 2,320 |
| 平成7年 | 第11回特別展 開館10周年、戦後50年平和祈念事業 －戦後50年の歩み－ | 平成7年8月11日～9月3日 | 4,017 |
| 平成8年 | 第12回特別展 玉と鏡 | 平成8年8月3日～9月1日 | 2,826 |
| 平成9年 | 小泉八雲来焼百周年記念特別展 八雲とやいづ | 平成9年8月1日～8月15日 | 1,774 |
| 平成16年 | 被災50年特別展 第五福龍丸－平和の願い－ | 平成16年6月30日～8月2日 | 2,727 |
| 平成17年 | 開館20周年記念特別展 世界のカブトムシとクワガタムシ | 平成17年7月16日～8月7日 | 11,515 |
| 計 | | | 42,703 |

② 企画展等開催履歴（年度は開始年度を表しています）

| 年度 | 名称 | 期間 | 入場者数 |
|-------|---|------------------|-------|
| 平成元年 | 第1回企画展 世界のおもちゃの船 | 平成2年3月8日～3月29日 | 2,627 |
| 平成3年 | 第2回企画展 1970～79 OLDIES | 平成4年3月21日～4月5日 | 413 |
| 平成5年 | 第3回企画展 チョウとクワガタ | 平成5年7月21日～8月8日 | 4,193 |
| | 第4回企画展 弥生の木工技術－清水遺跡出土品展－ | 平成6年3月18日～4月9日 | 1,051 |
| 平成6年 | 第5回企画展 昆虫展－カブトムシのなかまたち－ | 平成6年4月23日～5月8日 | 3,136 |
| | 第6回企画展 昆虫展 －かわった形のムシたちとセミ・トンボのなかま－ | 平成6年7月22日～8月14日 | 8,108 |
| 平成7年 | 第7回企画展 開館10周年 郷土の至宝 －ふるさと焼津の文化財－ | 平成7年7月16日～7月30日 | 1,876 |
| | 第8回企画展 開館10周年 志太の自然展－なかよくしよう志太の自然－ | 平成7年8月3日～8月6日 | 8,019 |
| 平成8年 | 第9回企画展 懐かしの映画娯楽 －焼津の映画館の思い出－ | 平成8年7月13日～7月28日 | 2,420 |
| 平成9年 | 第10回企画展 焼津の昔ばなし －語り伝えられたやいづの十六のおはなし－ | 平成9年7月11日～7月26日 | 1,273 |
| | 春休み企画展 松本零士展(共催) | 平成10年3月19日～3月22日 | 1,814 |
| 平成10年 | 第11回企画展 くるまのおもちゃ | 平成10年7月25日～8月16日 | 4,400 |
| | 第12回企画展 たのしい鉄道展(共催) | 平成11年3月20日～3月28日 | 5,336 |
| 平成11年 | 第13回企画展 ぐらしを彩る魚たち | 平成11年7月23日～8月18日 | 2,742 |
| | ルポ まぐろを追う 写真展(共催) | 平成12年3月18日～3月26日 | 1,506 |

| | | | |
|-------|--|--------------------|--------|
| 平成12年 | 勢山社仏像彫刻展(後援) | 平成12年6月2日～6月3日 | 1,500 |
| | 第14回企画展 東益津の文化遺産―指定文化財と館蔵品― | 平成12年7月20日～8月6日 | 1,139 |
| | 第15回企画展 東海道相撲の旅(共催) | 平成13年3月17日～3月25日 | 731 |
| 平成13年 | 第16回企画展 絵で見る漁業のあゆみ ―焼津漁業変遷絵図展― | 平成13年7月20日～8月19日 | 2,005 |
| 平成14年 | 第17回企画展 小川地区の文化遺産 ―小川城遺跡出土品展― | 平成14年7月20日～8月18日 | 1,205 |
| 平成15年 | 第18回企画展 収蔵資料展 ―六鵬・道外・雲亭・春水・惟安― | 平成15年7月19日～8月10日 | 1,166 |
| | 新春特別公開 香集寺(弘徳院)の絵馬と若宮八幡宮の棟札 | 平成16年2月7日～2月15日 | 466 |
| 平成16年 | 秋季一般公開 勢岩寺弘法大師像 | 平成16年10月15日～11月28日 | 1,426 |
| | 春季一般公開 焼津市指定文化財寄託資料展 (香集寺・弘徳院の絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像) | 平成17年3月12日～3月21日 | 426 |
| 平成17年 | 漁業変遷絵図展 | 平成17年8月12日～8月28日 | 554 |
| | 春季一般公開 焼津市指定文化財寄託資料展 (香集寺絵馬、弘徳院絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像) | 平成18年3月11日～3月26日 | 361 |
| 平成18年 | 第19回企画展 思い出の洋画ポスター | 平成18年7月22日～8月13日 | 1,624 |
| | 企画展 浜通りと昭和通り(大正町)の今昔 | 平成19年2月27日～5月25日 | 2,967 |
| 平成19年 | 企画展 郷土の文化財 | 平成19年6月5日～8月5日 | 2,353 |
| | 企画展 郷土の算学者 古谷道生 | 平成19年8月10日～11月11日 | 4,072 |
| | 企画展 持塚彌吉―築港にささげたその生涯― | 平成19年11月16日～5月25日 | 5,223 |
| 平成20年 | 企画展 絵図で見る漁のあゆみ―1 明治・大正編― | 平成20年5月30日～8月24日 | 3,731 |
| | 企画展 絵図で見る漁のあゆみ―2 昭和前期編― | 平成20年8月29日～11月24日 | 4,121 |
| | 企画展 絵図で見る漁のあゆみ―3 昭和後期編― | 平成20年11月28日～2月22日 | 2,562 |
| | 企画展 絵図で見る漁のあゆみ―総集編― | 平成21年2月27日～2月21日 | 12,310 |
| 平成21年 | 企画展 焼津市指定文化財展 1 寄託資料 | 平成22年2月26日～4月18日 | 1,947 |
| 平成22年 | 企画展 焼津市指定文化財展 2 大井川地区を中心に | 平成22年4月23日～6月13日 | 1,923 |
| | 企画展 国の重要無形民俗文化財 「藤守の田遊び」写真展 | 平成22年6月18日～7月25日 | 1,587 |
| | 企画展 なつかしの学校展 | 平成22年7月30日～10月17日 | 6,331 |
| | 企画展 収蔵資料展 焼津ゆかりの書画家 ―六鵬・道外・雲亭・春水・惟安― | 平成22年10月22日～2月13日 | 3,309 |
| | 企画展 焼津の漁業―伝統と技を探る― | 平成23年2月23日～7月10日 | 4,898 |
| 平成23年 | 企画展 やいづの昔ばなし 第1部～動物・怪談・災害のお話～ | 平成23年7月15日～10月10日 | 4,450 |
| | 企画展 やいづの昔ばなし 第2部～信仰・仏像・鉄道のお話～ | 平成23年10月15日～2月5日 | 3,183 |
| | 企画展 収蔵資料展―資料が語る焼津の歴史― | 平成24年2月10日～5月20日 | 3,636 |

| | | | |
|-------|--|---------------------|-------|
| 平成24年 | 企画展 収蔵資料展―資料が語る焼津の歴史Ⅱ― | 平成24年 5月25日 ～ 9月30日 | 5,306 |
| | 企画展 焼津の鯉節～その歴史と技術～ | 平成24年10月5日 ～ 1月20日 | 4,127 |
| | 企画展 祭りで見る焼津の四季～収蔵資料を中心に～ | 平成25年 1月25日 ～ 5月19日 | 5,206 |
| 平成25年 | 企画展 戦時下の人々の暮らし～焼津と戦争～ | 平成25年 5月31日 ～ 9月29日 | 6,083 |
| | 企画展 史跡「井伊直孝産湯の井」 市指定記念焼津の文化財 | 平成25年10月4日 ～ 1月19日 | 3,732 |
| | 企画展 焼津と消防のあゆみ～火消組・消防組・消防団～ | 平成26年 1月24日 ～ 5月25日 | 4,111 |
| 平成26年 | 被災60年企画展 第五福竜丸―2014年、平和への願い― | 平成26年 5月30日 ～ 9月28日 | 4,805 |
| | 重要伝統的建造物群保存地区選定記念企画展 花沢今昔ものがたり ―現代（いま）に息づく歴史の町並― | 平成26年10月 3日 ～ 1月18日 | 3,745 |
| | 企画展 新収蔵資料展―弓道具・絵図の世界を中心に― | 平成27年1月23日 ～ 5月24日 | 3,871 |
| 平成27年 | 企画展 焼津を駆けた家康公 | 平成27年6月 5日 ～ 9月27日 | 7,216 |
| | 企画展 小川城―遺物からよみとく当時のくらし― | 平成27年10月2日 ～ 1月24日 | 4,186 |
| | 企画展 郷土（ふるさと）の文化財 ―寄託資料を中心に― | 平成28年 1月29日 ～ 5月29日 | 3,678 |
| 平成28年 | 企画展 きてみて焼津の浜通り ―歴史と文化にふれてみよう！― | 平成28年 6月 3日 ～ 9月25日 | 5,548 |
| | 企画展 よみがえる軽便鉄道～駿遠線の軌跡をたどる～ | 平成28年 9月30日 ～ 1月29日 | 4,863 |
| | 企画展 平成29年収蔵資料展 「木喰仏と焼津ゆかりの書画家」 特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」 | 平成29年 2月 3日 ～ 5月21日 | 4,094 |
| 平成29年 | 企画展 高草山周辺の文化遺産 | 平成29年 6月 2日 ～10月 1日 | 6,177 |
| | 企画展 焼津のお城拝見！ 特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」 同時開催 | 平成29年10月 6日 ～ 1月28日 | 4,232 |
| | 企画展 焼津市指定文化財展「寺社の宝物と祭り」 | 平成30年 2月 2日 ～ 5月27日 | 4,327 |
| 平成30年 | 企画展 明治焼津の幕明け ―激動の時代を生きた人々― | 平成30年 6月 1日 ～ 9月30日 | 5,120 |
| | 焼津市・大井川町合併10周年記念企画展 大井川地区の文化遺産 ―大井川最下流域に生まれた歴史と文化― | 平成30年10月 5日 ～ 1月27日 | 3,709 |
| | 企画展 なつかしの焼津 昭和×暮らし×道具 | 平成31年 2月 1日 ～ 5月19日 | 7,545 |
| 令和元年 | 漁業コーナーリニューアル記念企画展 焼津と海 挑戦の歴史 | 令和元年 5月31日 ～ 9月29日 | 5,898 |
| | 企画展 巡礼の旅 ～廻国の行者と信仰～ | 令和元年10月 4日 ～ 1月26日 | 4,332 |
| | 企画展 法華寺展・本堂修理記念 「古道に咲く花 受け継がれる祈り」 | 令和2年 1月31日 ～ 10月4日 | 5,344 |
| 令和2年 | 企画展 寺社からたどる戦国の焼津 | 令和2年10月10日 ～ 1月31日 | 4,215 |
| | 企画展 きになる道具たち | 令和3年 2月 6日 ～ 5月23日 | 3,485 |
| 令和3年 | 企画展 市制70周年記念 「ヤイツ シネマパラダイス ◆映画ポスターとまちの記憶」 | 令和3年5月29日 ～1月30日 | 8,403 |
| | 企画展 祈りのかたち | 令和4年2月5日 ～7月3日 | 5,456 |

| | | | | |
|------|---|-----------|---------|---------|
| 令和4年 | 文化財保存活用地域計画関連企画展 DISCOVER- 焼津、発見- 第1期 海の軸 「海とともに生きる人々」 | 令和4年7月10日 | ～10月30日 | 4,021 |
| | 文化財保存活用地域計画関連企画展 DISCOVER- 焼津、発見- 第2期 山の軸 「神が拠る空間、人々が交わる路」 | 令和4年11月6日 | ～3月5日 | 3,360 |
| | 文化財保存活用地域計画関連企画展 DISCOVER- 焼津、発見- 第3期 川の軸 「暴れ川が生んだ豊穡の地」 | 令和5年3月11日 | ～7月2日 | 5,943 |
| 令和5年 | 企画展「へえ～せい展 平成×おもちゃ×こども」 | 令和5年7月15日 | ～9月10日 | 8,501 |
| | 特別展 焼津と徳川Ⅰ 「天下人の横顔 - 伝説と史話から探る家康像 -」 | 令和5年9月16日 | ～11月26日 | 6,822 |
| | 特別展 焼津と徳川Ⅱ 「海蔵寺ものがたり - 徳川と民に愛されて -」 | 令和5年12月2日 | ～2月18日 | 3,521 |
| | 共同企画 都立第五福龍丸展示館・焼津市歴史民俗資料館 被災70年特別展 「ヤイヅ 1954 The Year of Fukuryu-Marū」 | 令和6年2月24日 | ～3月31日 | 1,938 |
| | (最終日令和6年6月31日) | | | |
| | | | | 303,040 |

6 資料の動向

(1) 資料の貸出

| No. | 貸出先 | 貸出資料名 | 貸出期間 |
|-----|-----------------|--|---------------|
| 1 | ターントクルこども館 | 木造和船模型1点、舷窓1点、エンジンテレグラフ1点、漁場図1点、八丁櫓模型2点、木製樽浮き2点、漁網（かご入り）1点、佐藤道外「明治大正焼津街並み往来絵図」（部分データ提供）、ビン玉12点 | 4月1日～3月31日 |
| 2 | 藤枝市郷土博物館 | 「徳川家康朱印状」（当館寄託資料） | 5月23日～7月28日 |
| 3 | 個人 | 民具13点 | 令和6年1月11日～12日 |
| 4 | 掛川市二の丸美術館 | 生活道具、民具等35点 | 1月19日～3月9日 |
| 5 | 静岡県土地家屋調査士会志太支部 | 東益津地区地図一式 | 2月1日～3月13日 |
| 6 | 大井川公民館 | 洋画ポスター10点 | 3月7日～3月31日 |

(2) 資料の提供

| No. | 提供先 | 提供資料名 | 提供日 |
|-----|--------------------|-------------------------------|----------|
| 1 | アドブラン印刷事業部 | 古写真16点 | 6月1日 |
| 2 | (株)朝日メディアブレーン | 古写真7点 | 6月7日 |
| 3 | (株)いちまる | 古写真12点、宮之腰遺跡出土カツオの骨写真1点 | 6月9日 |
| 4 | (株)富士テレネット | 石積み堤防古写真2点 | 6月29日 |
| 5 | 焼津市地域包括ケア推進課 | 古写真9点 | 7月7日 |
| 6 | (株)日本入試センター | 舟形屋敷写真1点 | 8月17日 |
| 7 | やいづ観光案内人の会 | 「徳川家康朱印状」（当館寄託資料）1点、原田家住宅写真1点 | 9月8日 |
| 8 | 個人 | 焼津漁業絵図データ1点 | 9月11日 |
| 9 | 静岡朝日テレビ | 古写真3点 | 9月16日 |
| 10 | (公財)日本交通社 | 藤守の田遊び写真4点 | 10月17日 |
| 11 | 個人 | 箕沢1号墳出土遺物象嵌円頭柄頭写真4点 | 11月14日 |
| 12 | (株)いちまる | 焼津の海古写真1点 | 11月15日 |
| 13 | 個人 | 片山哲弔詞写真データ | 11月24日 |
| 14 | 地域情報紙むるぶ | 則心寺扁額、「日本全勝千百年之図」写真各1点 | 12月2日 |
| 15 | (株)開発社 | 花沢城「御城印」写真1点 | 12月11日 |
| 16 | (株)JR東海エージェンシー | 石積み堤防写真1点 | 令和6年1月5日 |
| 17 | 個人 | 舟形屋敷写真3点 | 1月20日 |
| 18 | (株)TOKAIケーブルネットワーク | 古写真5点、山の神祭り・藤守の田遊び写真一式 | 1月23日 |
| 19 | TBSテレビ | 焼津港古写真1点 | 2月28日 |
| 20 | (株)富士テレネット | 焼津港古写真1点 | 3月2日 |
| 21 | 個人 | パンフレット使用第五福竜丸被災位置図 | 3月1日 |

(3) 資料の閲覧

| No. | 閲覧者 | 閲覧資料名 | 閲覧日 |
|-----|-----------------|---------------------------------------|-------------|
| 1 | 藤枝市郷土博物館友の会 | 木喰仏3点(勢岩寺弘法大師像、大日堂不動明王像、大日堂吉祥天像/当館寄託) | 6月14日 |
| 2 | 個人 | 坂本区有文書 | 9月22日、9月24日 |
| 3 | 全国木喰研究会 | 木喰仏3点(勢岩寺弘法大師像、大日堂不動明王像、大日堂吉祥天像/当館寄託) | 10月7日 |
| 4 | 個人 | 宮之腰遺跡出土遺物一式 | 11月21日 |
| 5 | 静岡県土地家屋調査士会志太支部 | 東益津地区地図一式 | 令和6年1月19日 |

(4) 常設展示室の借用資料

| No. | 借用先 | 借用資料名 | 借用期間 |
|-----|--------------|--------------|--------------------|
| 1 | 福岡市埋蔵文化財センター | 藤崎遺跡出土58号甕棺 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 |
| 2 | 静岡県埋蔵文化財センター | 笛吹段古墳群出土遺物一式 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 |

(5) 企画展の借用資料

| No. | 借用先(敬称略) | 借用資料名 | 企画展名/企画展開催期間 |
|-----|-----------|--|--|
| 1 | 個人 | 乍恐口上書を以御訴訟申上候(享保7年)、乍恐書付御届ケ申上候(享和2年) | 文化財保存活用地域計画関連企画展 「DISCOVER 焼津、発見」 第3期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穡の地」 令和5年3月11日(土)～7月2日(日) |
| 2 | 個人 | 大井川絵図(江戸中期) | 文化財保存活用地域計画関連企画展 「DISCOVER 焼津、発見」 第3期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穡の地」 令和5年3月11日(土)～7月2日(日) |
| 3 | 焼津市 | 大崩八景(明治16年) | 文化財保存活用地域計画関連企画展 「DISCOVER 焼津、発見」 第3期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穡の地」 令和5年3月11日(土)～7月2日(日) |
| 4 | 個人 | 天竜一行追善大相撲番付表(昭和10年)、追善相撲挙行趣意書(昭和10年) | 文化財保存活用地域計画関連企画展 「DISCOVER 焼津、発見」 第3期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穡の地」 令和5年3月11日(土)～7月2日(日) |
| 5 | 盤石寺 | 舟形屋敷絵図(江戸後期) | 文化財保存活用地域計画関連企画展 「DISCOVER 焼津、発見」 第3期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穡の地」 令和5年3月11日(土)～7月2日(日) |
| 6 | 吉永八幡宮 | 大鳥毛 | 文化財保存活用地域計画関連企画展 「DISCOVER 焼津、発見」 第3期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穡の地」 令和5年3月11日(土)～7月2日(日) |
| 7 | 藤守の田遊び保存会 | 藤守の田遊び衣装 | 文化財保存活用地域計画関連企画展 「DISCOVER 焼津、発見」 第3期 川の軸「暴れ川が生んだ豊穡の地」 令和5年3月11日(土)～7月2日(日) |
| 8 | 個人 | 資料一式 | 企画展 「へえ～せい展 平成×おもちゃ×こども」 令和5年7月15日(土)～9月10日(日) |
| 9 | 個人(当館寄託) | 「徳川家康朱印状」 | 特別展 焼津と徳川Ⅰ 「天下人の横顔-伝説と史話から探る家康像-」 令和5年9月16日(土)～11月26日(日) |
| 10 | 個人 | 「坂本貞次・駒井勝盛連書状」/「徳川家七ヶ条定書」/「石脇村原川家由緒書」 「石脇村旗掛石周辺鳥瞰図」 | 特別展 焼津と徳川Ⅰ 「天下人の横顔-伝説と史話から探る家康像-」 令和5年9月16日(土)～11月26日(日) |
| 11 | 個人 | 徳川家康所用の鏡(あぶみ)/徳川家光着用の腹掛け | 特別展 焼津と徳川Ⅰ 「天下人の横顔-伝説と史話から探る家康像-」 令和5年9月16日(土)～11月26日(日) |
| 12 | 個人 | 宗高権現伝来品「東照大権現像」/宗高権現伝来品 徳川家より拝領の茶道具類 | 特別展 焼津と徳川Ⅰ 「天下人の横顔-伝説と史話から探る家康像-」 令和5年9月16日(土)～11月26日(日) |
| 13 | 個人 | 伊予札黒糸威二枚胴具足(現代)/金唐草革包二枚胴具足(現代)(福井禧方氏作成) | 特別展 焼津と徳川Ⅰ 「天下人の横顔-伝説と史話から探る家康像-」 令和5年9月16日(土)～11月26日(日) |
| 14 | 焼津神社 | 「徳川家朱印之写」/「焼津神社本殿棟札写」 | 特別展 焼津と徳川Ⅰ 「天下人の横顔-伝説と史話から探る家康像-」 令和5年9月16日(土)～11月26日(日) |

| No. | 借用先(敬称略) | 借用資料名 | 企画展名/企画展開催期間 |
|-----|-----------------|--|---|
| 15 | 海蔵寺 | 葵紋付き長持 | 特別展 焼津と徳川Ⅰ 「天下人の横顔-伝説と史話から探る家康像-」 令和5年9月16日(土)～11月26日(日) |
| 16 | 大井神社(保福島) | 立葵紋付鬼瓦(江戸時代中期か) 1点(大井神社蔵/保福島) | 特別展 焼津と徳川Ⅰ 「天下人の横顔-伝説と史話から探る家康像-」 令和5年9月16日(土)～11月26日(日) |
| 17 | 海蔵寺 | 海蔵寺地藏尊縁起、「一遍上人縁起絵」断簡、紀州家御尋に付書上、出開帳記録、前大納言様表装出来について、海蔵寺の厨子、内厨子・守り本尊、徳川家康筆「墨梅図」、徳川頼宣筆「墨竹図」、奉納金請取帳、木材入用数帳、海蔵寺の絵馬、葵紋入り長持 | 特別展 焼津と徳川Ⅰ 「天下人の横顔-伝説と史話から探る家康像-」 令和5年9月16日(土)～11月26日(日) |
| 18 | 弘徳院(当館寄託) | 香集寺の絵馬 | 特別展 焼津と徳川Ⅰ 「天下人の横顔-伝説と史話から探る家康像-」 令和5年9月16日(土)～11月26日(日) |
| 19 | 都立第五福竜丸展示館 | 死の灰(純品)/航海日誌(複製)/漁労日誌(複製)/当直日誌(複製)/日めくりカレンダー(複製)/第五福竜丸事件パネル一式 | 被災70年特別展 「ヤイツ1954 The Year Of Fukuryu-Maru」 令和6年2月24日(土)～6月30日(日) |
| 20 | 静岡大学キャンパスミュージアム | 第五福竜丸船体試料(ドラム缶上の錆)/第五福竜丸船体試料(サメのひれ)/第五福竜丸船体試料(ボンデン竹先端のしゅろ) | 被災70年特別展 「ヤイツ1954 The Year Of Fukuryu-Maru」 令和6年2月24日(土)～6月30日(日) |

(6) 受贈資料

| No. | 寄贈者 | 受贈資料名 | 受贈日 |
|-----|------------|----------------------------|----------|
| 1 | 個人 | 飛行機模型(長谷川模型製作) 1点 | 5月17日 |
| 2 | 個人 | 消防頭巾1点、短冊5点、鉄工所プレート1点 | 5月17日 |
| 3 | 個人 | レコード2点、写真4点ほか | 6月25日 |
| 4 | 個人 | 中根新田村年貢割付状(安政2年) 1点 | 5月31日 |
| 5 | 個人 | でんでんだいこ 1点 | 7月25日 |
| 6 | 個人 | 皇道産業焼津実践感謝状1点、徽章3点、他2点 | 9月24日 |
| 7 | 個人 | 利右衛門古文書一式(700点) | 9月28日 |
| 8 | 個人 | 変身ロボットおもちゃ説明書一式 | 11月8日 |
| 9 | 個人 | 明治期帳面、冊子等34点 | 令和6年1月8日 |
| 10 | 個人 | 耳白半てん着用写真等7点 | 1月13日 |
| 11 | 個人 | 馬の鞍1点 | 1月28日 |
| 12 | 個人 | タイプライター1点 | 1月25日 |
| 13 | 県立焼津水産高等学校 | 戦前実習船綴り9点、写真一式 | 1月30日 |
| 14 | 個人 | 冊子「第五福竜丸被爆事件について」1点 | 2月24日 |
| 15 | 個人 | 背負子1点、謄写版・ガリ版用具一式 | 3月15日 |
| 16 | 個人 | 久保山愛吉氏宗祇写真(複写)1点 | 3月22日 |
| 17 | 個人 | 庚申講帳面(小川中川原)1点、庚申講札7点、ほか1点 | 3月26日 |
| 18 | 個人 | 多々良酒造大福帳2点 | 3月29日 |
| 19 | 個人 | 農具4点 | 3月31日 |

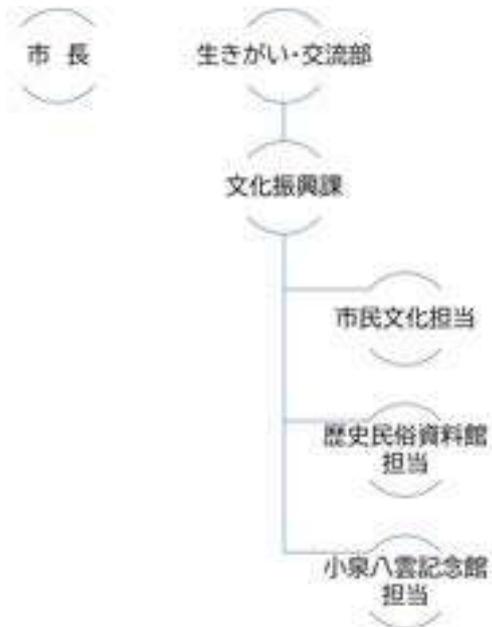
(7) 受寄資料

| No. | 寄託者 | 寄託資料名 | 寄託期間 |
|-----|------------|--|--------------------|
| 1 | 焼津市立焼津東小学校 | 掛け軸7点(高橋雲亭書4点、村松春水書、惟安書、不明)、風鎮2組 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 |
| 2 | 焼津市立焼津西小学校 | 掛け軸5点(沖六鵬書、七才松三書、拓本正気歌、拓本歌碑、拓本楓橋夜泊) | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 |
| 3 | 焼津第1自治会二区 | 近世文書6点 軸(嘉永年間焼津地内絵図)、志太郡焼津町城之腰焼津地内図面、水路図面焼津町消防組、軸(志太郡焼津町焼津耕地整理組合地区確定図)、軸(静岡縣志太郡焼津町全畧図)、軸(大字鰯ヶ島、大字城之腰、大字北新田、大字焼津) 近現代文書9点 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 4 | 熊野神社 | 大身槍 銘長吉作 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 5 | 熊野神社 | 横矧桶側菱綴二枚胴具足 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 6 | 光心寺 | 麒麟の笙、箏篋、龍笛 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 7 | 弘徳院 | 絵馬 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 8 | 香集寺 | 絵馬 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 9 | 若宮八幡宮 | 棟札 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 10 | 勢岩寺 | 弘法大師像 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 11 | 猪之谷神社 | 六鈴鏡 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 12 | 大日堂 | 不動明王像、吉祥天像 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 13 | 大井神社 | 棟札5点 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 14 | 個人 | 久保山愛吉氏関係資料1,094点(弔辞113点、弔電945点、手紙36点) | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 15 | 個人 | 第五福龍丸関係資料フィルム154コマ、その他フィルム658コマ | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 16 | 個人 | 高崎古墳群出土遺物18点 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 17 | 個人 | 漁方規定取極之事 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 18 | 個人 | 波除絵図面、絵葉書(明治43年8月焼津町大洪水実況) | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |
| 19 | 個人 | 徳川家康朱印状 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日 |

7 管理運営

1 機構と職員（令和5年度）

① 組織



② 歴史民俗資料館担当職員

| 職名 | 氏名 |
|-------------------|-----------------------------------|
| 課長 | 谷澤 富美子 |
| 歴史民俗資料館担当係長 | 鈴木 源 |
| 主査 | 新村 淳 |
| 主査 | 高田 佑美 |
| 主任主事 | 細田 和代 |
| 会計年度任用職員 (学芸員) | 栗田 潤美 松永 朋佳 巖科 優生 太田 つかさ |
| 会計年度任用職員 | 松永 廣行 他12人 |

2 施設・資料管理

(1) 歴史民俗資料館

① 歴史民俗資料館資料燻蒸

収蔵資料の保護を図るため、歴史民俗資料館内の全館燻蒸（収蔵庫及び展示室）と業者保有燻蒸庫へ資料を運搬する燻蒸を隔年で交互に行っている。

令和5年度は、焼津市歴史民俗資料館内の全館燻蒸を実施し、収蔵資料及び室内の殺虫・殺卵・殺菌処理を行い、収蔵資料の保護を図った。

・全館燻蒸期間 7月8日～7月14日



(2) 大井川資料保管庫

① 大井川民俗資料保管庫殺虫処理

大井川民俗資料保管庫内の資料保護のため、殺虫処理を毎年実施している。

令和5年度は12月16日に空間噴霧薬剤「ブンガノン」を使用した4時間密閉施工を行った。また、保管庫内の殺虫プレート設置及び交換6、9、12、3月に実施した。

3 予算

(1) 文化財保護事務費

a 歳入

| 事 項 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------|-------|----------------------------|
| 国 庫 支 出 金 | 6,080 | 伝統的建造物群保存事業補助費 文化財保護事業費補助金 |
| 県 支 出 金 | 1,930 | 文化財保護事業費補助金、権限移譲事務交付金 |
| 計 | 8,010 | |

b 歳出

| 事 項 | 金 額 | 摘 要 |
|---------------------|--------|-------------------------|
| 文 化 財 保 護 審 議 会 費 | 179 | 文化財保護審議会報酬等 |
| 文 化 財 保 護 事 務 費 | 4,030 | 文化財保護活動事業、案内看板修理 |
| 花沢地伝統的建造物群保存対策事業費 | 12,829 | 保存地区保存審議会報酬、建造物群保存事業補助費 |
| 花沢デジタルセンター管理運営事業費 | 1,673 | 管理運営費 |
| 文 化 財 保 護 助 成 費 | 1,787 | 指定文化財補助費 |
| 花 沢 城 活 用 推 進 事 業 費 | 265 | 花沢城見学環境整備 |
| 計 | 20,763 | |

(2) 歴史民俗資料館管理運営費

a 歳入

| 事 項 | 金 額 | 摘 要 |
|-------|-----|---------------------------|
| 諸 収 入 | 719 | 歴史民俗資料館雑入(自主事業材料費、刊行物売上等) |
| 計 | 719 | |

b 歳出

| 事 項 | 金 額 | 摘 要 |
|--|--------|--|
| 歴 史 民 俗 資 料 館 管 理 運 営 費 | 25,585 | 会計年度任用職員等賃金、資料燻蒸委託料、特別展示会、講演会・講座、体験学習等開催 |
| 公 共 施 設 保 全 計 画 実 費 施 プ ロ グ ラ ム 推 進 費 | 6,050 | 大井川民俗資料保管庫維持補修工事 |
| 計 | 25,585 | |

4 決算

(1) 文化財保護事務費

a 歳入

| 事 項 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------|-------|----------------------------|
| 国 庫 支 出 金 | 6,012 | 伝統的建造物群保存事業補助費 文化財保護事業費補助金 |
| 県 支 出 金 | 1,958 | 文化財保護事業費補助金、権限移譲事務交付金 |
| 計 | 7,970 | |

b 歳出

| 事 項 | 金 額 | 摘 要 |
|---------------------|--------|-------------------------|
| 文 化 財 保 護 審 議 会 費 | 159 | 文化財保護審議会報酬等 |
| 文 化 財 保 護 事 務 費 | 4,038 | 文化財保護活動事業、案内看板修理 |
| 花沢地伝統的建造物群保存対策事業費 | 12,594 | 保存地区保存審議会報酬、建造物群保存事業補助費 |
| 花沢ビクターセンター管理運営事業費 | 1,584 | 管理運営費 |
| 文 化 財 保 護 助 成 費 | 1,787 | 指定文化財補助費 |
| 花 沢 城 活 用 推 進 事 業 費 | 264 | 花沢城見学環境整備 |
| 計 | 20,426 | |

(2) 歴史民俗資料館管理運営費

a 歳入

| 事 項 | 金 額 | 摘 要 |
|-------|-----|---------------------------|
| 諸 収 入 | 933 | 歴史民俗資料館雑入(自主事業材料費、刊行物売上等) |
| 計 | 933 | |

b 歳出

| 事 項 | 金 額 | 摘 要 |
|--|--------|--|
| 歴 史 民 俗 資 料 館 管 理 運 営 費 | 24,048 | 会計年度任用職員等賃金、資料燻蒸委託料、特別展示会、講演会・講座、体験学習等開催 |
| 公 共 施 設 保 全 計 画 実 費 施 プ ロ グ ラ ム 推 進 費 | 4,951 | 大井川民俗資料保管庫維持補修工事 |
| 計 | 28,999 | |

資 料

1 条例・規則等（令和6年3月31日現在）

① 焼津市歴史民俗資料館条例

（平成20年10月7日条例第72号）

（趣旨）

第1条 この条例は、焼津市歴史民俗資料館の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 郷土の歴史、民俗等に関する資料の展示等をし、もって市民の教育、学術及び文化の振興を図ることを目的として、焼津市歴史民俗資料館（以下「歴史民俗資料館」という。）を焼津市三ヶ名1550番地に設置する。

（事業）

第3条 歴史民俗資料館は、次に掲げる事業を行う。

- （1）歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び市民の利用に供し、並びにこれらの情報を提供すること。
- （2）歴史、民俗等に関する事業を企画し、及び実施すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

（開館時間）

第4条 歴史民俗資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第5条 歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

- （1）月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日）
- （2）12月29日から翌年1月3日までの日

（入館の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史民俗資料館への入館を拒否し、又は退館を命ずるものとする。

- （1）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2）集団的に、又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- （3）管理上支障があると認めるとき。
- （4）その他入館が不適当と認めるとき。

（入館料）

第7条 歴史民俗資料館の入館料は、無料とする。ただし、特別展等において市長が特に必要と認めるときは、有料とすることができる。

（損害賠償の義務）

第8条 入館者は、歴史民俗資料館の建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、入館者は、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

② 焼津市歴史民俗資料館条例施行規則

（令和3年3月31日規則第27号）

（趣旨）

第1条 この規則は、焼津市歴史民俗資料館条例（平成20年焼津市条例第72号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（館内利用）

第2条 焼津市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の所有する郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（第4条の規定により寄託された資料を含む。以下「資料館資料」という。）を館内で利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

（特別閲覧及び資料の館外貸出し）

第3条 資料館資料は、教育、学術若しくは文化に関する機関若しくは団体又は学術研究のためこれを利用しようとする者に対し、特別の閲覧に供し、又は貸出しをすることができる。

- 2 前項の規定により、特別の閲覧をしようとする場合又は貸出しを受けようとする場合は、焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）申込書（第1号様式）を、あらかじめ市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により申込書の提出があったときは、市長は、これを審査し、適当と認めるときは、申込者に対し焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）承諾書（第2号様式）を交付する。
- 4 第2項の規定による申込みが、次条の規定により寄託された資料の模写、撮影若しくは転載をし、又はこれらを販売し、その他営利の目的に供しようとするものであるときは、当該資料の寄託者の承諾書を当該申込書に添付しなければならない。
- 5 資料館資料の貸出しは、その保管について安全が確保できると認められる場合に限り行うものとする。

（寄贈及び寄託）

第4条 資料館に歴史的資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、焼津市歴史民俗資料館資料寄贈（寄託）申込書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めるときは、焼津市歴史民俗資料館資料受贈（受寄）書（第4号様式）を交付する。
- 3 前項の規定により寄託された資料は、資料館所蔵のものと同じ扱いとする。
- 4 寄託された資料が天災地変その他不可抗力による事故により損害を受けた場合は、市長は、その責めを負わない。

（入館者の遵守事項）

第5条 資料館へ入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。
- （2）騒音又は大声を発する等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （3）動物又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- （4）施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- （5）承認を受けずに広告類を掲示し、又は配布する行為をしないこと。
- （6）所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- （7）所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙をしないこと。
- （8）承認を受けずに寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。
- （9）その他市長が管理上支障があると認める行為をしないこと。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

③ 焼津市文化財保護条例

(昭和52年7月16日条例第15号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するものうち、重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅、都城跡その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。))で市にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
- (5) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 市長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第4条 削除

第2章 焼津市指定有形文化財

(指定)

第5条 市長は、市内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者等に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。
- 5 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者(以下この章において「所有者」という。)に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第6条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 3 市指定有形文化財が法第27条第1項の規定により重要文化財の指定を受けたとき又は県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定さ

れたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

- 4 前項の場合には、市長は、その旨を告示するとともに当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第3項の規定による解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を市長に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第7条 所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び市長の指示に従い市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 所有者は、特別の理由があるときは、自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、当該管理責任者と連署のうえ、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第8条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第9条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第11条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示し、必要があるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する指示)

第12条 市長は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を指示することができる。

- 2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があるときは、市長は、当該所有者に対し、その修理について必要な指示をすることができる。
- 3 前2項の規定による指示に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第13条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、軽微な行為を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。
- 3 市長は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、

許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第14条 所有者は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による指示又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市長は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、指導及び助言をすることができる。

(公開)

第15条 市長は、所有者及び管理責任者に対し、3月以内の期間を限つて市の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 市長は、所有者に対し、3月以内の期間を限つて当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 所有者及び市長以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて、市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
- 4 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、第2項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。
- 5 市長は、第2項及び第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をするとともに必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。
- 6 第2項及び第3項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第10条の規定による届出があつた場合には、前項の規定を準用する。
- 7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、当該所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷したときはこの限りでない。

(調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする市長の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 所有者が変更したときは、旧所有者は、指定書を添えて当該市指定有形文化財を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 焼津市指定無形文化財

(指定等)

第18条 市長は、市内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとつて重要なものを焼津市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

- 4 第1項又は第2項の規定による指定又は認定は、前項の規定による告示のあつた日からその効力を生ずる。

- 5 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足るものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定をすることができる。

- 6 前項の規定による追加認定をするときは、第3項及び第4項の規定を準用する。

(解除)

第19条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、市長は、その認定を解除することができる。
- 3 市指定無形文化財が法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたとき又は県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。
- 5 前各項の規定による指定の解除又は認定の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用するものとし、第1項及び第2項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に、第3項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体と認定されていた団体の代表者に通知するものとする。

(保持者の氏名変更等)

第20条 保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくは相続人又は保持団体の代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)は、市長に速やかに届け出なければならない。

- (1) 保持者が氏名、芸名、雅号又は住所を変更したとき。
- (2) 保持者がその保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたとき。
- (3) 保持者が死亡したとき。
- (4) 保持団体が名称又は事務所の所在を変更したとき。
- (5) 保持団体が代表者を変更したとき。
- (6) 保持団体が構成員に異動を生じ、又は解散したとき。

(保存)

第21条 市長は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができる。

- 2 市長は、市指定無形文化財の保存に関し、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(公開)

第22条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財(市指定無形文化財であつたものを含む。以下この条において同じ。)の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第15条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
- 4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用

する。

(保存に対する指導助言)

第23条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たるとして適当と認める者に対し、その保存のために必要な指導又は助言をすることができる。

第4章 焼津市指定民俗文化財

(指定)

第24条 市長は、市内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを焼津市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを焼津市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第5条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(指定の解除)

第25条 市長は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第6条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財に指定されたとき又は県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財若しくは静岡県指定無形民俗文化財に指定されたときは、当該市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除については、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、市長は、その旨を告示してしなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第26条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用)

第27条 第7条から第12条まで及び第15条から第17条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第28条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存のために必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のために適当な措置を執ることができる。

2 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に関し、その保存に当たるとして適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第28条の2 市長は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録

の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第22条第3項及び第4項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する指導助言)

第28条の3 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に当たるとして適当と認める者に対し、その保存のために必要な指導又は助言をすることができる。

(無形民俗文化財の記録作成等)

第29条 市長は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開その他保存のために適当な措置を執ることができる。

2 市長は、保存に当たるとして適当と認める者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合は、第11条第2項の規定を準用する。

第5章 焼津市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第30条 市長は、市内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第29条第1項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静岡県指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、市長は同条第3項の規定による通知に代えてその通知すべき事項を市の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす。

(解除)

第31条 市長は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物が法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたとき又は県条例第29条第1項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝若しくは静岡県指定天然記念物に指定されたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 1項の規定による指定の解除には第6条第2項の規定を、前項の場合には第6条第4項の規定を準用する。この場合において通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、前条第2項後段の規定を準用する。

(標識の設置)

第32条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者（第35条で準用する第7条の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。）は、規則で定める基準により市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地所在等の異動届出)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地についてその土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状変更をする場合にあっては維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為をする場合にあっては影響が軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第13条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第13条第3項の規定による許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

第35条 第7条から第9条まで、第11条、第12条、第14条、第16条及び第17条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 焼津市選定保存技術 (選定等)

第36条 市長は、市内に存する伝統的な技術又は技能で、文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第34条の2の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを、焼津市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(当該保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 3 一の市選定保存技術についての前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。
- 4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第18条第3項から第6項までの規定を準用する。

(解除)

第37条 市長は、市選定保存技術についての保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 市長は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別な理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第19条第5項の規定を準用する。
- 4 市選定保存技術が法第147条第1項の規定により選定保存技術として選定されたとき又は県条例第34条の2の規定により静岡県選定保存技術として選定されたときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、第19条第5項の規定を準用する。
- 6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示しなければならない。

(市選定保存技術に関する準用規定)

第38条 第20条、第21条及び第23条の規定は、市選定保存技術について準用する。

第7章 焼津市伝統的建造物群保存地区 (決定)

第39条 市長は、市内に存する伝統的建造物群のうち、市にとつて重要なものを焼津市伝統的建造物群保存地区(以下「市伝統的建造物群保存地区」という。)に決定することができる。

- 2 前項に規定する市伝統的建造物群保存地区について必要な事項は、別の条例で定める。

第8章 焼津市文化財保護審議会 (文化財保護審議会)

第40条 法第190条第2項の規定に基づき、焼津市文化財保護審議会(以下「審

議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項並びに文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項に関し、必要と認める事項を市長に答申し、又は建議するものとする。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除並びに無形民俗文化財の選択
- (5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- (6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除
- (7) 市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- (8) その他文化財の保存及び活用に関する重要事項

- 3 審議会は、委員10人以内で構成する。ただし、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 4 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命する。

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 補則

(委任)

第41条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の焼津市文化財保護条例(以下「旧条例」という。)第3条の規定により任命された焼津市文化財保護審議会委員である者は、この条例による改正後の焼津市文化財保護条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期については、なお従前の例による。

- 3 この条例施行の際現に旧条例の規定により指定されている焼津市指定文化財のうち、山の神祭については新条例第24条第2項の規定により指定された市指定無形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は新条例第24条第2項において準用する新条例第5条第6項の規定により交付された市指定無形民俗文化財の指定書とみなす。

- 4 この条例施行の際現に旧条例の規定により指定されている焼津市指定文化財のうち、公孫樹、ナギの木、ホルトの木、シナノガキ、マツ、マツ(臥竜の松)、平戸ツツジ、リュウキユウツツジについては、新条例第30条第1項の規定により指定された市指定天然記念物とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は、新条例第30条第2項において準用する新条例第5条第4項の規定により通知された市指定天然記念物の通知書とみなす。

- 5 前2項に規定した以外の旧条例の規定に基づく市指定文化財は、新条例第5条第1項の規定により指定された市指定有形文化財とみなす。この場合において旧条例による指定書は、新条例第5条第6項の規定により交付された市指定有形文化財の指定書とみなす。

(大井川町の編入に伴う経過措置)

- 6 大井川町の編入の日前に大井川町文化財保護条例(昭和52年大井川町条例第9号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成15年3月31日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月7日条例第74号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

④ 焼津市文化財保護条例施行規則

(令和3年3月31日規則第30号)

趣旨)

第1条 この規則は、焼津市文化財保護条例(昭和52年焼津市条例第15号。

以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(市指定有形文化財指定申請書及び同意書)

第2条 条例第5条第1項の規定による指定の申請は、市指定有形文化財指定申請書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第5条第2項の規定による同意は、指定等同意書(第2号様式)によるものとする。

(指定書)

第3条 条例第5条第5項の規定による指定書は、指定書(第3号様式)によるものとする。

(指定書の再交付申請)

第4条 指定書を滅失し、又は損傷したときは、指定(認定)(通知)書再交付申請書(第4号様式)に、事実を証するに足る文書又は損傷した指定書を添えて、速やかに指定書の再交付の申請をしなければならない。

(管理責任者選任等の届出)

第5条 条例第7条第3項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、市指定文化財管理責任者選任(解任)届(第5号様式)によるものとする。

(所有者変更等の届出)

第6条 条例第8条第1項及び第2項の規定による所有者等の変更の届出、条例第9条の規定による滅失、損傷等の届出並びに条例第10条の規定による所在の変更の届出は、市指定文化財所有者等変更届(第6号様式)によるものとする。

(現状変更の許可申請等)

第7条 条例第13条第1項の規定により現状変更等の許可を受けようとする者及び条例第14条第1項の規定による修理の届出をしようとする者は、市指定文化財現状変更等(届)許可申請書(修理届)(第7号様式)を変更等しようとする日の20日前までに市長に提出するものとする。

2 前項の規定により現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を報告するものとする。

(維持の措置の範囲)

第8条 条例第13条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 焼津市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財をその当時の原状(指定後、許可を受けて現状変更等をした場合にあっては、当該現状変更等終了時における原状)に復するとき。

(2) 市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。

(市指定無形文化財指定申請書及び同意書)

第9条 条例第18条第1項の規定による指定の申請は、市指定無形文化財等指定(選定)申請書(第8号様式)によるものとする。

2 前項の申請書を提出する者が保持者又は保持団体以外の者である場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。

(認定書の交付)

第10条 条例第18条第3項の規定による通知は、認定書(第9号様式)によるものとする。

2 認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定(認定)(通知)書再交付申請書に、事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第11条 条例第20条の規定による保持者の氏名変更等の届出は、保持者氏名変更等届(第10号様式)によるものとする。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第12条 第2条から第6条までの規定は、焼津市指定有形民俗文化財に準用する。

(現状変更等の届出)

第13条 条例第26条の規定による現状変更等の届出は、市指定文化財現状変更等(届)許可申請書(修理届)によるものとする。

(市指定無形民俗文化財指定申請書)

第14条 条例第24条第1項の規定による指定を受けようとする者は、市指定無形民俗文化財指定申請書(第10号様式の2)を委員会に提出するものとする。

(市指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定)

第15条 第2条から第8条までの規定は、特別の定めがある場合を除き、焼津市指定史跡名勝天然記念物に準用する。

(指定通知)

第16条 条例第30条第2項で準用する条例第5条第3項の規定による通知は、指定通知書(第11号様式)によるものとする。

(標識及び説明板)

第17条 条例第32条の規定により設置すべき標識及び説明板には、次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物の別及び名称

(2) 指定の年月日

(3) 説明事項

(4) 保存上注意すべき事項

(5) その他参考事項

(境界標)

第18条 条例第32条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とし、その規格はおよそ13センチメートルの角柱で、地表からの高さは30センチメートルを基準とする。

2 前項の境界標は、指定に係る地域の屈折する地点その他境界線上の重要な地点に設置するものとする。

3 第1項の境界標には、次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線

(2) 側面 史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界のうち、該当の文字及び焼津市の文字

(標識等設置に関する報告)

第19条 条例第32条の規定により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書、設計図(説明板の設置に係る場合は記載事項を含む。)及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ、その旨及び当該工事の着手並びに完了の予定時期を市長に報告するものとする。

(土地所在等の異動の届出)

第20条 条例第33条の規定による土地所在等の異動の届出は、市指定史跡名勝天然記念物所在等異動届(第12号様式)によるものとする。

(現状変更等の許可申請)

第21条 条例第34条第1項の規定による許可を受けようとする者は、市指定文化財現状変更等(届)許可申請書(修理届)を変更しようとする日の20日前までに市長に提出するものとする。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定により許可を受けた者に準用する。

(維持の措置の範囲)

第22条 条例第34条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は喪失している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

- (2) 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。
- (3) 史跡、名勝又は天然記念物の一部が、損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が、明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(市選定保存技術選定申請書及び同意書)

第23条 条例第36条第1項の規定による選定の申請は、市指定無形文化財等指定(選定)申請書によるものとする。

2 前項の申請書を提出する者が、保持者又は保存団体以外の者である場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。

(認定書の交付)

第24条 条例第36条第4項で準用する条例第18条第3項の規定による通知は、認定書によるものとする。

2 認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定(認定)(通知)書再交付申請書に事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第25条 条例第38条で準用する条例第20条の規定により届け出なければならない場合には、第11条の規定を準用する。

(審議会の会長及び副会長)

第26条 焼津市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(審議会)

第27条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係がある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(審議会の庶務等)

第28条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

2 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。

(台帳等)

第29条 市長は、次の各号に掲げる書類を当該各号に掲げる期間保存しなければならない。

- (1) 市指定文化財台帳(第13号様式) 永年
- (2) 文化財等の指定又は選定並びにその異動及び解除に関する書類 永年
- (3) その他必要な公文書 5年

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、文化財の保存及び活用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

⑤ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例

(平成25年3月27日条例第8号)

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第143条第1項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のために必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号の伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第142条の伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)をいう。

(保存計画)

第3条 市長は、保存地区を決定したときは、焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項
- (3) 伝統的建造物の保存整備計画に関する事項
- (4) 伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

(現状変更行為の規制)

第4条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却

ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの新築、増築、改築、移転又は除却

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 静岡県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却(仮設の工作物を除く。)

(イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置

(ウ) 宅地の造成又は土地の開墾

(エ) 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

3 市長は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条 市長は、前条第1項に掲げる行為で次に掲げる基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の

- 伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第5号までの行為については、それらの行為後の地貌ぼうその他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (国の機関等に関する特例)
- 第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。
- 第7条 次に掲げる行為については、第4条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、同項の許可又は前条に規定する協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。
- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (2) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (7) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項（同項第4号を除く。）に規定する業務に係る行為（第3号に掲げるものを除く。）
- (8) 道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (10) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (11) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為

- (12) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (13) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
- (3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者
- 2 市長は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

(損失の補償)

第9条 市長は、第4条第1項の許可を受けることができなかったことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第10条 市長は、保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

第11条 市長の附属機関として、審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。
- 3 審議会の委員の定数は15人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。
- 5 審議会は、必要があるときは臨時委員を置くことができる。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第8条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の刑を科する。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第6号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

⑥ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例施行

規則

(令和3年3月31日規則第31号)

(趣旨)

第1条 この規則は、焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成25年焼津市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 現状変更箇所の位置図及び配置図
- (2) 現状変更行為に係る設計図書（縮尺100分の1以上のもの）及び仕様書
- (3) 現状変更箇所の現況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(現状変更行為の許可の決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可（不許可）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(許可標識の設置)

第4条 前条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の許可標識（第3号様式）を設置しなければならない。

(現状変更行為の完了届出等)

第5条 第3条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了（中止）届出書（第4号様式）を市長に届け出なければならない。

(現状変更行為の協議又は通知)

第6条 条例第6条の規定により市長に協議し、又は条例第7条の規定により市長に通知しようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議（通知）書（第5号様式）に第2条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(伝統的建造物群保存地区保存審議会の会長及び副会長)

第7条 条例第11条第1項の審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の補欠の委員の任期)

第8条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(意見の聴取等)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、伝統的建造物群保存地区の保存に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

焼津市歴史民俗資料館年報 38

— 令和 5 年度 —

発行日 令和 6 年 8 月 1 日
発行 焼津市歴史民俗資料館
郵便番号 425-0071
所在地 静岡県焼津市三ヶ名 1550 番地
電話番号 (054) 629-6847
F A X (054) 629-6848